



たわらノーロード TOPIX

追加型投信／国内／株式（インデックス型）

■この目論見書により行う「たわらノーロード TOPIX」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2025年1月15日に関東財務局長に提出しており、2025年1月16日にその効力が生じております。

■「たわらノーロード TOPIX」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694**（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	5
第1【ファンドの状況】	5
第2【管理及び運営】	34
第3【ファンドの経理状況】	41
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	99
第三部【委託会社等の情報】	101
第1【委託会社等の概況】	101
約款	148

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

たわらノーロード TOPIX

(以下「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

お申込日の基準価額※とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2025年1月16日から2025年7月15日まで

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社を買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金自動けいぞく投資コース」でのお申込みとなります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①当ファンドは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ②当ファンドの信託金限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- 国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンドへの投資を通じて、主として国内の金融商品取引所に上場している株式に実質的に投資します。

※東証株価指数(TOPIX) (配当込み)への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。

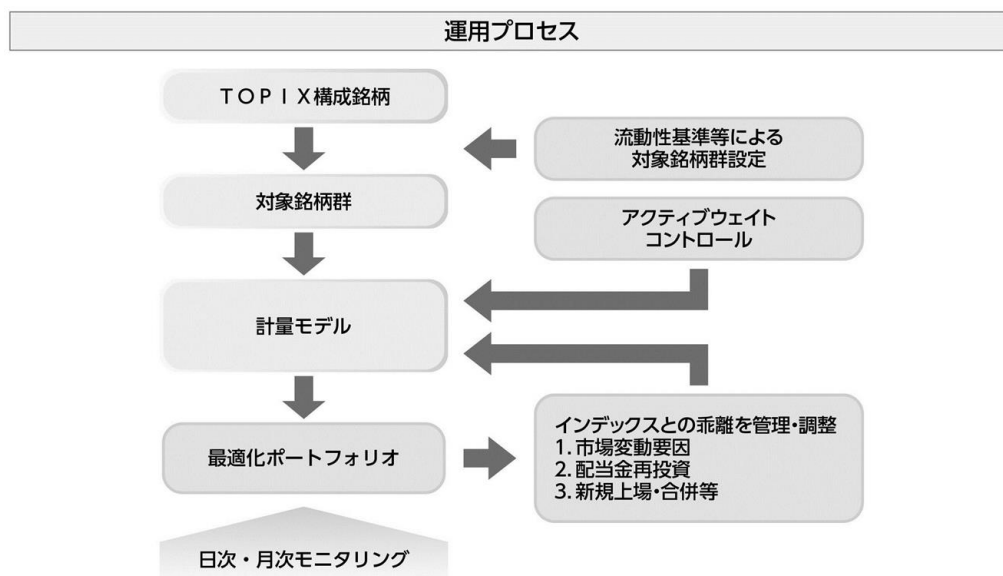
※マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

2 ご購入時およびご換金時に手数料がかからないファンドです。

- ご購入時に購入時手数料がかからないノーロードタイプです。
- ご換金時に換金手数料がかからず、信託財産留保額もありません。

3 年1回決算を行います。

- 毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



※上記はマザーファンドの運用プロセスです。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
追加型投信		不動産投信	
	内 外	その他資産 ()	特 殊 型
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国 内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株 式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル () 日本		日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	TOPIX
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	その他 ()
その他資産（投資信託証券（株式））	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

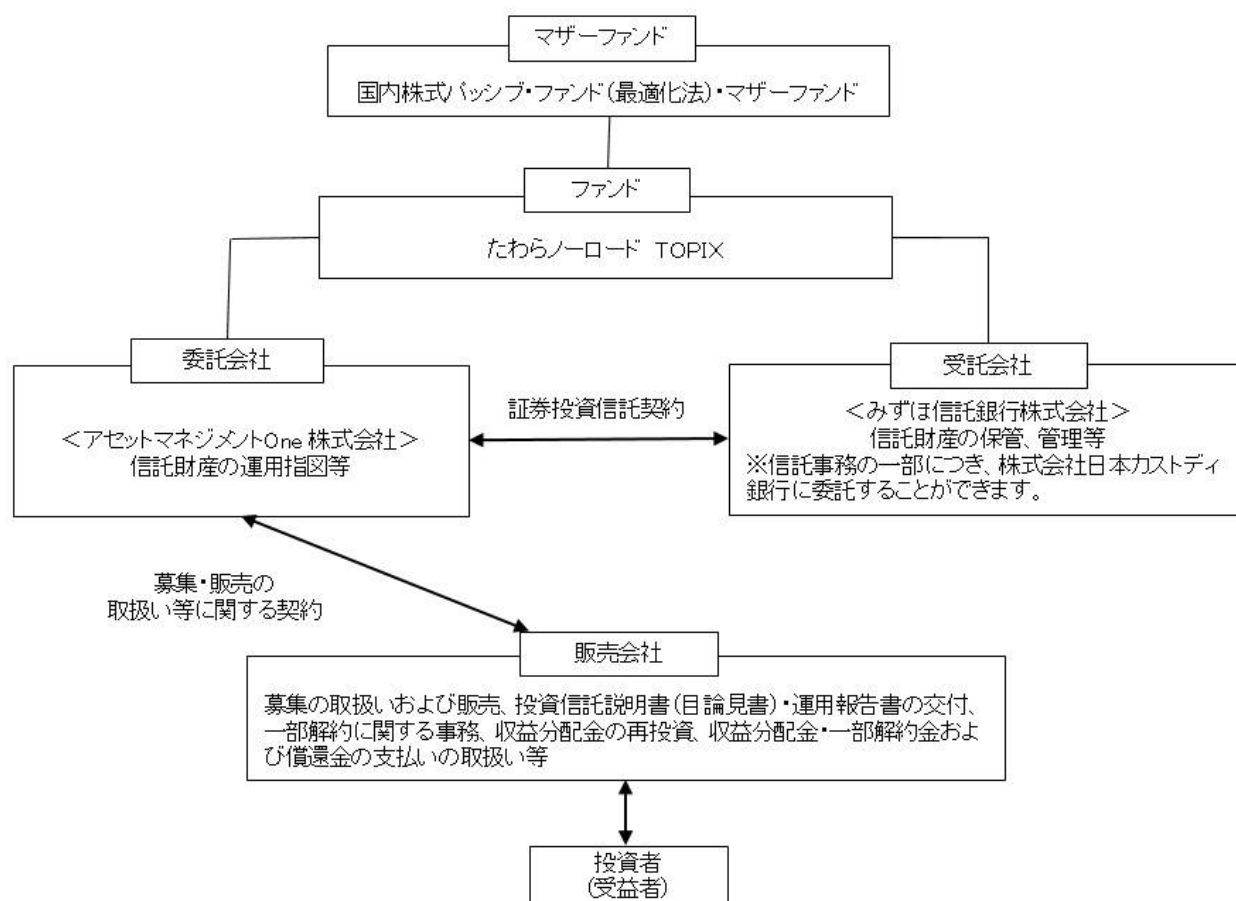
その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。 (注) 商品分類表の投資対象資産は株式に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産(投資信託証券(株式))に分類されます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。
 上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ
[\(https://www.toushin.or.jp/\)](https://www.toushin.or.jp/) でご覧いただけます。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年3月21日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

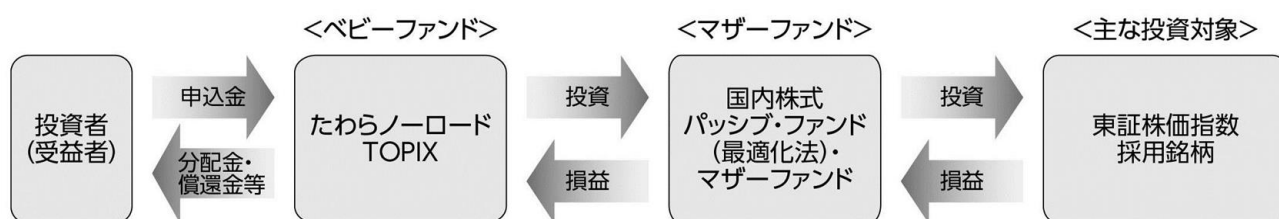
委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

●ファミリーファンド方式とは●

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2024年10月31日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A

Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

2016年10月1日

D I AMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2024年10月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

＜基本方針＞

この投資信託は、東証株価指数（T O P I X）（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜投資対象＞

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

＜投資態度＞

- ①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内の株式に実質的に投資します。
- ②東証株価指数（T O P I X）（配当込み）への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。
- ③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④非株式（株式以外の資産）への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑤ファンドの資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドが対象指数の変動を基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、上記 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>をご参照ください。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りします。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②運用の指図範囲等(約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託である国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド受益証券のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。)
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)、新株予約権証券および新投資口予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.～12.の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)
15. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 23. 外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、13.および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券ならびに13.および18.の証券または証書のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③運用の指図範囲等（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

（参考）当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。
投資態度	①主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄に投資し、「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」※に連動する投資成果をめざして運用を行います。 ②最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。 ③株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 ④株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。

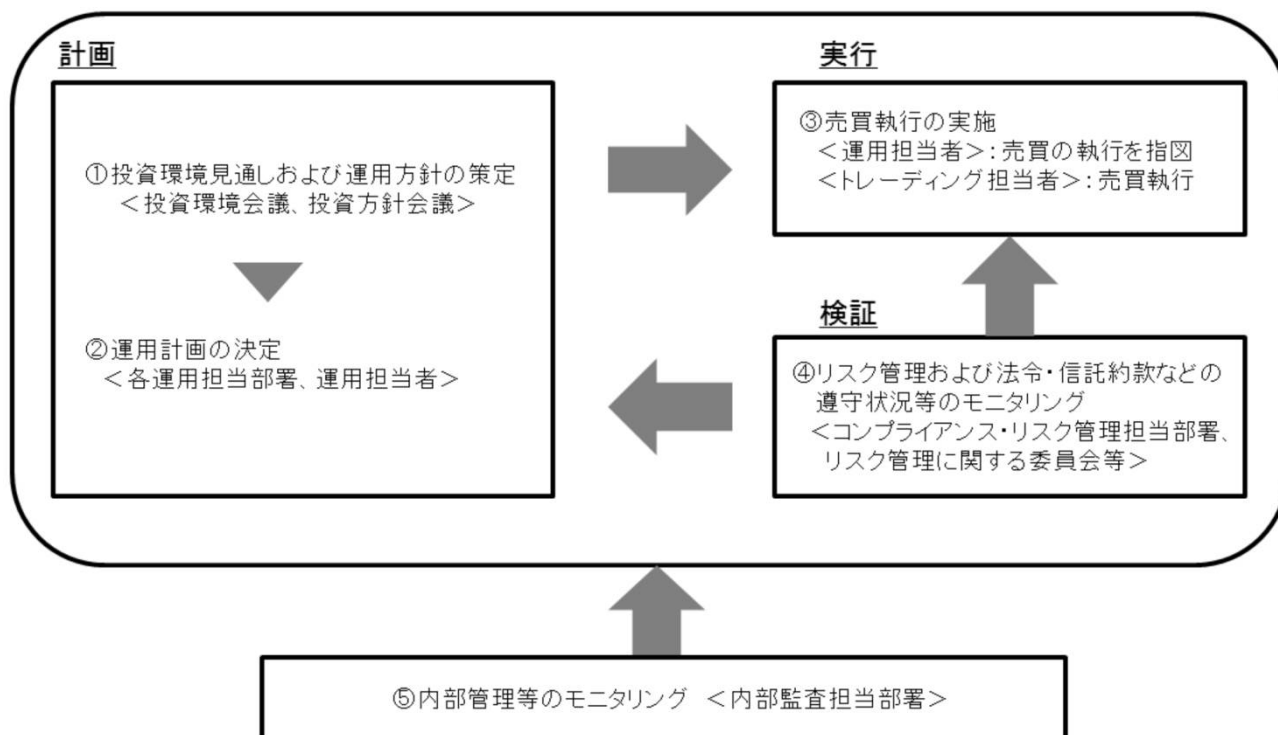
	⑤非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10%以下とします。 ※①東証株価指数（TOPIX）の指数値および東証株価指数（TOPIX）にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数（TOPIX）にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。 ②JPXは、東証株価指数（TOPIX）の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）の指数値の算出もしくは公表の停止または東証株価指数（TOPIX）にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。 ③JPXは、東証株価指数（TOPIX）の指数値および東証株価指数（TOPIX）にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証株価指数（TOPIX）の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。 ④JPXは、東証株価指数（TOPIX）の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、東証株価指数（TOPIX）の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。 ⑤本件商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。 ⑥JPXは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。 ⑦JPXは、当社または本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。 ⑧以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。
主な投資制限	①株式への投資割合には、制限を設けません。 ②デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ③外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 ④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団

法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2024年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

（４）【分配方針】

1 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日））に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- (1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
- (2) 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

2 収益分配方式

(1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財

産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2) 上記1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

3 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3) 投資制限）

②株式への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3) 投資制限）

③外貨建資産への投資は行いません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3) 投資制限）

④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3) 投資制限）

⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3) 投資制限）

⑥非株式（株式以外の資産）への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法(2) 投資態度）

⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原

則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法(3) 投資制限）

⑧投資する株式等の範囲（約款第20条）

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨信用取引の指図範囲（約款第21条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 2) 上記1)の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩先物取引等の運用指図（約款第22条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図（約款第23条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引の運用指図（約款第24条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑬デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第25条）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑭有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.～2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 上記1) 1.～2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

⑮資金の借入れ（約款第32条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑩同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律 第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

<基準価額の主な変動要因>

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

○株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおり取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れない場合があること、資金流入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。
- 当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、その他やむを得ない

事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

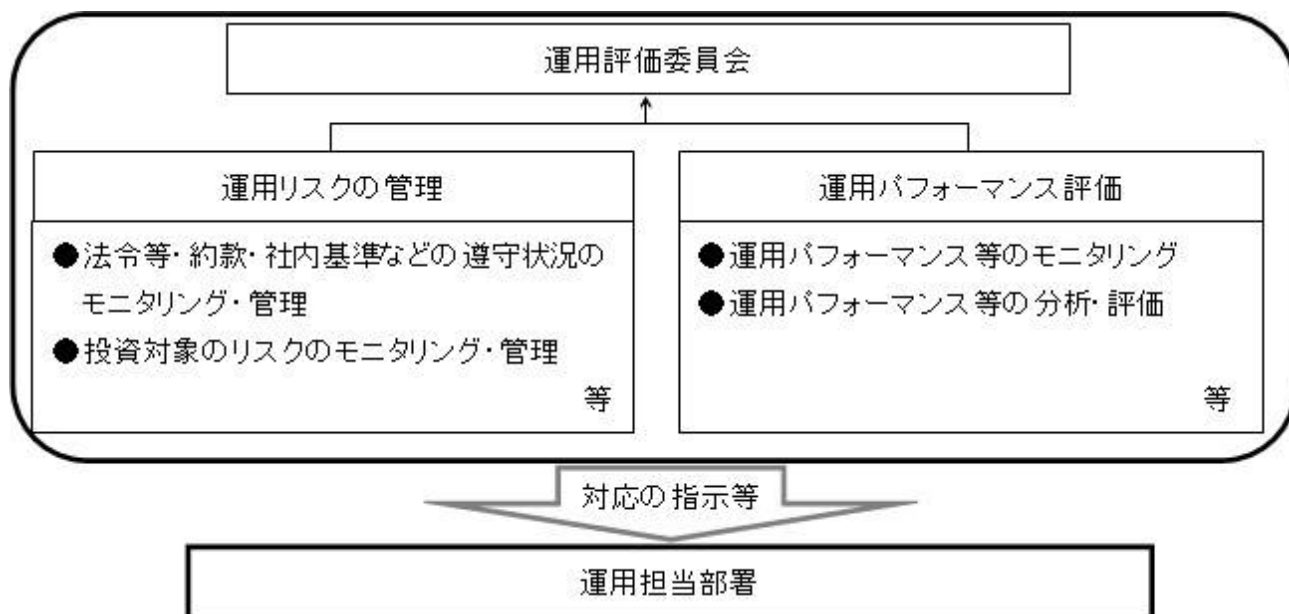
・注意事項

- イ. 当ファンドは、実質的に株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ. 投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ. 投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ. 投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2024年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

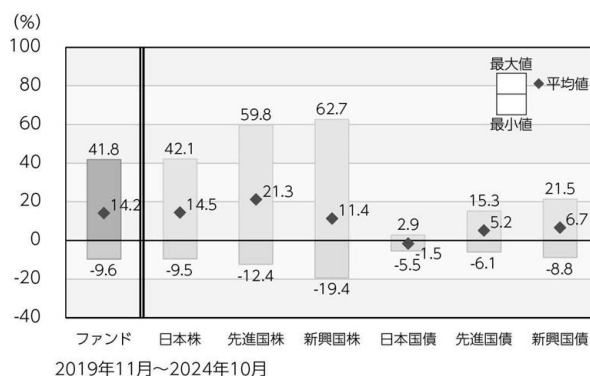
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広く網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.187%（税抜0.17%）以内

※2025年1月15日現在は、年率0.187%（税抜0.17%）になります。配分は以下の通りです。

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.075%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.075%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.020%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

○信託財産留保額

ありません。

○その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

④マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、

販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は、2024年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る

部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

--- (参考情報) ファンドの総経費率 ---

総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.19%	0.19%	0.00%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2023年10月13日～2024年10月15日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	16,228,319,188	99.99
内 日本	16,228,319,188	99.99
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,000,017	0.01
純資産総額	16,229,319,205	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	557,184,397,760	97.37
内 日本	557,184,397,760	97.37
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	15,042,414,276	2.63
純資産総額	572,226,812,036	100.00

その他資産の投資状況

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	14,792,805,000	2.59
内 日本	14,792,805,000	2.59

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2024年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	3,377,030,317	4.8473 16,369,756,709	4.8055 16,228,319,188	— —	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2024年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	7,669,100	3,243.28 24,873,072,661	2,682.50 20,572,360,750	— —	3.60
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	9,318,500	1,428.89 13,315,142,432	1,628.50 15,175,177,250	— —	2.65
3	日立製作所 日本	株式 電気機器	3,752,100	2,517.48 9,445,856,187	3,924.00 14,723,240,400	— —	2.57
4	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	5,052,100	2,831.02 14,302,596,143	2,723.50 13,759,394,350	— —	2.40
5	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	1,157,100	6,185.97 7,157,793,590	9,533.00 11,030,634,300	— —	1.93
6	キーエンス 日本	株式 電気機器	144,300	64,310.37 9,279,987,472	69,780.00 10,069,254,000	— —	1.76
7	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	2,964,100	2,616.05 7,754,241,496	3,273.00 9,701,499,300	— —	1.70
8	三菱商事 日本	株式 卸売業	2,930,900	2,823.87 8,276,505,441	2,835.50 8,310,566,950	— —	1.45
9	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	1,026,000	6,757.19 6,932,884,510	7,653.00 7,851,978,000	— —	1.37
10	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	1,387,200	3,992.45 5,538,330,962	5,568.00 7,723,929,600	— —	1.35
11	信越化学工業 日本	株式 化学	1,295,900	5,852.78 7,584,620,638	5,755.00 7,457,904,500	— —	1.30
12	任天堂 日本	株式 その他製品	910,800	8,317.19 7,575,305,671	8,145.00 7,418,466,000	— —	1.30
13	三井物産 日本	株式 卸売業	2,286,500	2,959.63 6,767,207,532	3,162.00 7,229,913,000	— —	1.26
14	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	305,300	28,784.84 8,788,014,382	23,400.00 7,144,020,000	— —	1.25
15	第一三共 日本	株式 医薬品	1,365,500	4,620.53 6,309,346,080	4,981.00 6,801,555,500	— —	1.19
16	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	713,700	6,779.22 4,838,329,781	9,498.00 6,778,722,600	— —	1.18
17	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	43,039,100	181.05 7,792,535,440	147.70 6,356,875,070	— —	1.11
18	みずほフィナンシャルグループ	株式	1,917,800	2,749.39	3,212.00	—	1.08

	ループ	日本	銀行業		5,272,782,143	6,159,973,600	—	
19	HOYA	日本	株式 精密機器	284,000	18,437.71 5,236,310,702	20,725.00 5,885,900,000	— —	1.03
20	三菱重工業	日本	株式 機械	2,548,100	1,098.05 2,797,942,796	2,193.00 5,587,983,300	— —	0.98
21	武田薬品工業	日本	株式 医薬品	1,287,400	4,219.12 5,431,697,756	4,264.00 5,489,473,600	— —	0.96
22	本田技研工業	日本	株式 輸送用機器	3,418,200	1,706.46 5,833,055,737	1,557.50 5,323,846,500	— —	0.93
23	KDDI	日本	株式 情報・通信業	1,064,200	4,588.91 4,883,518,078	4,778.00 5,084,747,600	— —	0.89
24	ソフトバンク	日本	株式 情報・通信業	23,150,600	194.05 4,492,488,746	192.80 4,463,435,680	— —	0.78
25	ファーストリテイリング	日本	株式 小売業	85,800	39,554.79 3,393,801,270	49,520.00 4,248,816,000	— —	0.74
26	アドバンテスト	日本	株式 電気機器	454,700	6,306.76 2,867,684,328	9,148.00 4,159,595,600	— —	0.73
27	富士通	日本	株式 電気機器	1,340,800	2,314.72 3,103,583,352	2,963.00 3,972,790,400	— —	0.69
28	セブン&アイ・ホールディングス	日本	株式 小売業	1,686,200	2,029.71 3,422,512,744	2,199.00 3,707,953,800	— —	0.65
29	日本たばこ産業	日本	株式 食料品	863,200	3,958.43 3,416,917,151	4,281.00 3,695,359,200	— —	0.65
30	キヤノン	日本	株式 電気機器	719,600	4,131.27 2,972,862,471	5,004.00 3,600,878,400	— —	0.63

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
株式	97.37
合計	97.37

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2024年10月31日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
電気機器	国内	17.14
銀行業		7.59
情報・通信業		7.34
輸送用機器		7.16
卸売業		6.85
機械		5.49
化学		5.44
サービス業		4.88
医薬品		4.73

小売業	4.32
食料品	3.15
保険業	3.08
精密機器	2.48
その他製品	2.45
陸運業	2.25
建設業	2.06
不動産業	1.82
電気・ガス業	1.37
その他金融業	1.18
鉄鋼	0.81
証券、商品先物取引業	0.79
非鉄金属	0.77
海運業	0.66
ガラス・土石製品	0.65
ゴム製品	0.57
石油・石炭製品	0.53
金属製品	0.49
繊維製品	0.37
空運業	0.35
鉱業	0.25
倉庫・運輸関連業	0.15
パルプ・紙	0.14
水産・農林業	0.08
合計	97.37

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2024年10月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物 0612月	買建	549	14,767,178,770	14,792,805,000	2.59

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（2024年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1計算期間末 (2017年10月12日)	210	210	1.1069	1.1069
第2計算期間末 (2018年10月12日)	749	749	1.1302	1.1302
第3計算期間末 (2019年10月15日)	1,373	1,373	1.1012	1.1012
第4計算期間末 (2020年10月12日)	2,015	2,015	1.1420	1.1420
第5計算期間末 (2021年10月12日)	3,784	3,784	1.4042	1.4042
第6計算期間末 (2022年10月12日)	5,029	5,029	1.3572	1.3572
第7計算期間末 (2023年10月12日)	8,360	8,360	1.7415	1.7415
第8計算期間末 (2024年10月15日)	15,232	15,232	2.0685	2.0685
2023年10月末日	8,226	—	1.6753	—
11月末日	8,713	—	1.7658	—
12月末日	8,884	—	1.7617	—
2024年1月末日	9,839	—	1.8991	—
2月末日	10,646	—	1.9923	—
3月末日	11,629	—	2.0802	—
4月末日	12,039	—	2.0613	—
5月末日	12,542	—	2.0843	—
6月末日	13,087	—	2.1142	—
7月末日	13,850	—	2.1025	—
8月末日	14,149	—	2.0414	—
9月末日	14,193	—	2.0097	—
10月末日	16,229	—	2.0472	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	10.7
第2計算期間	2.1

第3計算期間	△2.6
第4計算期間	3.7
第5計算期間	23.0
第6計算期間	△3.3
第7計算期間	28.3
第8計算期間	18.8

(注) 収益率は期間騰落率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	326,646,539	136,230,280
第2計算期間	987,333,224	514,719,996
第3計算期間	980,070,140	396,096,990
第4計算期間	1,354,021,439	835,942,824
第5計算期間	2,884,767,802	1,954,563,356
第6計算期間	3,284,703,312	2,274,012,011
第7計算期間	2,997,620,160	1,902,914,870
第8計算期間	5,150,537,792	2,587,129,427

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

データの基準日:2024年10月31日

基準価額・純資産の推移 《2017年3月21日～2024年10月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2017年3月21日)

分配の推移(税引前)

2020年10月	0円
2021年10月	0円
2022年10月	0円
2023年10月	0円
2024年10月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	99.99

■国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	97.37
内 日本	97.37
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2.63
合計(純資産総額)	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	2.59

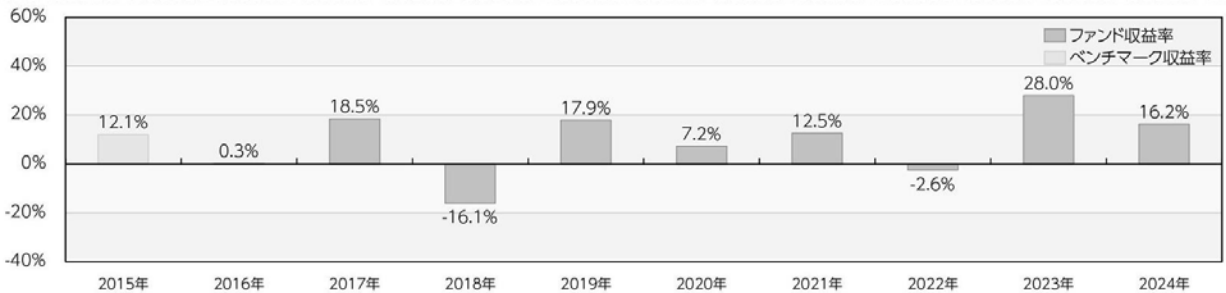
株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	電気機器	17.14
2	銀行業	7.59
3	情報・通信業	7.34
4	輸送用機器	7.16
5	卸売業	6.85

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	3.60
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	2.65
3	日立製作所	株式	日本	電気機器	2.57
4	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	2.40
5	リクルートホールディングス	株式	日本	サービス業	1.93
6	キーエンス	株式	日本	電気機器	1.76
7	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	1.70
8	三菱商事	株式	日本	卸売業	1.45
9	伊藤忠商事	株式	日本	卸売業	1.37
10	東京海上ホールディングス	株式	日本	保険業	1.35

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2017年は設定日から年末までの収益率、および2024年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※2016年以前は、ベンチマークの収益率を表示しています。当ファンドのベンチマークは「東証株価指数(TOPIX) (配当込み)」です。

- 掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ベンチマークの情報はあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- 委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金自動けいぞく投資コース」でのお申込みとなります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

お申込日の基準価額※とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

＜基準価額の照会方法等＞

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・お申込手数料
ありません。

- ・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

- ・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

※委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解

約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

※解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

※解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日における金融商品取引所等の最終相場

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、2017年3月21日から原則として無期限です。

※ただし、下記「(5)その他 イ. 償還規定」の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

a. 計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。

b. 上記a. の規定にかかわらず、上記a. の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ. 償還規定

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。イ. 償還規定c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. からd. までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にしたがい約款を変更します。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（2023年10月13日から2024年10月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年12月13日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード TOPIXの2023年10月13日から2024年10月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、たわらノーロード TOPIXの2024年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1【財務諸表】

【たわらノーロード TOPIX】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 2023年10月12日現在	第8期 2024年10月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	31,069,597	90,454,988
親投資信託受益証券	8,359,717,347	15,231,582,195
未収入金	4,851,000	—
流動資産合計	8,395,637,944	15,322,037,183
資産合計	8,395,637,944	15,322,037,183
負債の部		
流動負債		
未払解約金	28,614,876	77,194,606
未払受託者報酬	798,191	1,465,318
未払委託者報酬	5,986,712	10,990,229
その他未払費用	56,583	103,943
流動負債合計	35,456,362	89,754,096
負債合計	35,456,362	89,754,096
純資産の部		
元本等		
元本	4,800,682,289	7,364,090,654
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,559,499,293	7,868,192,433
（分配準備積立金）	1,370,455,071	2,232,808,115
元本等合計	8,360,181,582	15,232,283,087
純資産合計	8,360,181,582	15,232,283,087
負債純資産合計	8,395,637,944	15,322,037,183

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	第8期 自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
営業収益		
受取利息	474	47,580
有価証券売買等損益	1,634,416,322	1,828,455,848
営業収益合計	1,634,416,796	1,828,503,428
営業費用		
支払利息	16,276	2,386
受託者報酬	1,406,569	2,514,935
委託者報酬	10,549,895	18,862,680
その他費用	99,683	178,377
営業費用合計	12,072,423	21,558,378
営業利益又は営業損失（△）	1,622,344,373	1,806,945,050
経常利益又は経常損失（△）	1,622,344,373	1,806,945,050
当期純利益又は当期純損失（△）	1,622,344,373	1,806,945,050
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	297,752,894	451,003,704
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,323,848,199	3,559,499,293
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,650,837,987	5,033,627,878
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,650,837,987	5,033,627,878
剰余金減少額又は欠損金増加額	739,778,372	2,080,876,084
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	739,778,372	2,080,876,084
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,559,499,293	7,868,192,433

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期
	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年10月12日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2024年10月15日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期	第8期
	2023年10月12日現在	2024年10月15日現在
1. 期首元本額	3,705,976,999円	4,800,682,289円
期中追加設定元本額	2,997,620,160円	5,150,537,792円
期中一部解約元本額	1,902,914,870円	2,587,129,427円
2. 受益権の総数	4,800,682,289口	7,364,090,654口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第7期	第8期
	自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(168,663,896円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(1,029,112,916円)、信託約款に規定される収益調整金(2,189,044,222円)及び分配準備積立金(172,678,259円)より分配対象収益は3,559,499,293円(1万口当たり7,414.56円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(284,596,273円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(1,071,345,073円)、信託約款に規定される収益調整金(5,635,384,318円)及び分配準備積立金(876,866,769円)より分配対象収益は7,868,192,433円(1万口当たり10,684.54円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第7期	第8期
	自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ロー	同左

	ン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期 2023年10月12日現在	第8期 2024年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第7期 2023年10月12日現在	第8期 2024年10月15日現在

	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,532,482,889	1,704,540,142
合計	1,532,482,889	1,704,540,142

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第7期 2023年10月12日現在	第8期 2024年10月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7415円 (17,415円)	2.0685円 (20,685円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2024年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザーファン ド	3,137,233,465	15,231,582,195	
親投資信託受益証券	合計	3,137,233,465	15,231,582,195	
合計			15,231,582,195	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。
同親投資信託の状況は以下の通りであります。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2024年10月15日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,464,421,959
株式	558,893,560,060
派生商品評価勘定	209,751,070
未収入金	9,356,040
未収配当金	5,536,256,167
差入委託証拠金	920,862,253
流動資産合計	573,034,207,549
資産合計	573,034,207,549
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	19,383,760
前受金	129,790,000
未払解約金	328,022,000
流動負債合計	477,195,760
負債合計	477,195,760
純資産の部	
元本等	
元本	117,928,404,659
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	454,628,607,130
元本等合計	572,557,011,789
純資産合計	572,557,011,789
負債純資産合計	573,034,207,549

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年10月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	112,686,450,204円
同期中追加設定元本額	51,132,954,693円
同期中一部解約元本額	45,891,000,238円
元本の内訳	
ファンド名	
MHAMスリーウェイオープン	234,935,632円
MHAM TOPIXオープン	2,357,311,226円
たわらノーロード 国内株式くらっぷ専用>	5,772,595,568円
One DC 国内株式インデックスファンド	34,146,562,947円
DIAM国内株式パッシブ・ファンド	4,517,230,784円
MITO ラップ型ファンド（安定型）	2,024,369円
MITO ラップ型ファンド（中立型）	7,929,027円
MITO ラップ型ファンド（積極型）	18,479,437円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	25,179,143円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	23,926,821円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	11,492,835円
たわらノーロード TOPIX	3,137,233,465円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	1,971,175,724円
たわらノーロード バランス（堅実型）	49,232,668円
たわらノーロード バランス（標準型）	399,765,591円
たわらノーロード バランス（積極型）	750,045,936円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	2,490,172円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	143,658,036円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	441,553,597円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	405,545,514円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）	604,739,040円
たわらノーロード 最適化バランス（保守型）	303,871円
たわらノーロード 最適化バランス（安定型）	1,218,249円
たわらノーロード 最適化バランス（安定成長型）	28,121,596円
たわらノーロード 最適化バランス（成長型）	7,121,498円

たわらノーロード 最適化バランス（積極型）	16,401,234円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	20,132円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	641,815円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）	477,925円
D I A M国内株式インデックスファンド<DC年金>	33,279,875,797円
O n e グローバルバランス	79,680,999円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型	909,801,196円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型	3,290,684,136円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型	4,037,147,768円
D I A M DC バランス 3 0 インデックスファンド	243,885,516円
D I A M DC バランス 5 0 インデックスファンド	848,666,980円
D I A M DC バランス 7 0 インデックスファンド	1,008,833,584円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	25,371,271円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	971,013,845円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	12,880,508円
D I A M DC 8 資産バランスファンド（新興国 1 0）	261,301,268円
D I A M DC 8 資産バランスファンド（新興国 2 0）	325,830,834円
D I A M DC 8 資産バランスファンド（新興国 3 0）	578,936,885円
投資のソムリエ	3,885,752,859円
クルーズコントロール	113,731,932円
投資のソムリエ<DC年金>	459,258,077円
D I A M 8 資産バランスファンドN<DC年金>	377,997,580円
4 資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	1,416,003,666円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	153,928,972円
リスク抑制世界 8 資産バランスファンド	428,884,515円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 4 5）	64,790,505円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 5 5）	33,827,791円
リスク抑制世界 8 資産バランスファンド（DC）	1,504,300円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 3 5）	140,370,103円
4 資産分散投資・スタンダード<DC年金>	638,055,715円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	99,222,095円
9 資産分散投資・スタンダード<DC年金>	231,396,530円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 4 0）	52,382,894円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 5 0）	36,790,822円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 6 0）	22,320,852円
4 資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	717,311,913円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 6 5）	5,952,553円
O n e グローバル最適化バランス（安定型）<ラップ向け>	1,061,936円
O n e グローバル最適化バランス（成長型）<ラップ向け>	29,720,991円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 7 0）	41,699円
インカム重視マルチアセット運用ファンド 2 0 1 9 - 1 2（適格機関投資家限定）	1,334,274円
インカム重視マルチアセット運用ファンド 2 0 2 0 - 0 6（適格機関投資家限定）	1,311,886円
マルチアセット・インカム戦略ファンド 2 0 - 0 8（適格機関投資家限定）	778,172円
インカム重視マルチアセット運用ファンド 2 0 2 0 - 0 9（適格機関投資家限定）	848,978円
インカム重視マルチアセット運用ファンド 2 0 2 1 - 0 3（適格機関投資家限定）	404,731円
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ 2 0 2 1 - 0 4（適格機関投資家限定）	3,385,358円

マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２１－０６（適格機関投資家限定）	85,085,018円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０９（適格機関投資家限定）	930,418円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２２－０５（適格機関投資家限定）	74,185,429円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き）２０２２－１０（適格機関投資家限定）	347,888,936円
予兆モデル活用型戦略ファンド２０２４－０１（適格機関投資家限定）	2,327,519円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き）２０２４－０５（適格機関投資家限定）	351,627,162円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	68,140,599円
AMO n e マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	1,959,566円
D I A Mワールドバランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	20,266,651円
日米資産配分戦略ファンド（インカム重視型）（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	5,949,734円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	2,207,422円
リスクコントロール世界８資産バランスファンド（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	2,289,837円
D I A Mグローバル・バランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	28,851,535円
D I A Mグローバル・バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	58,980,709円
D I A M国際分散バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	2,472,894円
D I A M国際分散バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	9,363,748円
D I A M国内重視バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	2,929,876円
D I A M国内重視バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	78,108円
D I A M世界バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	524,994円
D I A M世界バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,525,256円
D I A Mバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	225,857,042円
D I A Mバランスファンド３７．５ＶＡ（適格機関投資家限定）	357,336,146円
D I A Mバランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,108,096,145円
D I A Mグローバル・アセット・バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	8,826,036円
D I A Mグローバル・アセット・バランスＶＡ２（適格機関投資家限定）	12,817,018円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	117,268,667円
D I A M世界アセットバランスファンドＶＡ（適格機関投資家向け）	24,239,418円
D I A M世界バランスファンド５５ＶＡ（適格機関投資家限定）	51,952円
D I A M世界アセットバランスファンド２ＶＡ（適格機関投資家限定）	101,204,240円
D I A M世界アセットバランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	6,971,083円
D I A M世界アセットバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	22,008,085円
D I A M世界アセットバランスファンド３ＶＡ（適格機関投資家限定）	44,548,940円
D I A M世界アセットバランスファンド４ＶＡ（適格機関投資家限定）	112,246,228円
D I A M世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	15,779,009円
D I A M国内バランス３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	5,914,620円
動的パッケージファンド＜D C 年金＞	14,703,501円
コア資産形成ファンド	6,697,057円
MHAMトピックスファンド	766,054,068円

MHAM TOPIXファンドVA (適格機関投資家専用)	43,053,281円
MHAM動的パッケージファンド [適格機関投資家限定]	1,594,245,472円
MHAM日本株式パッシブファンド [適格機関投資家限定]	2,403,205,102円
計	117,928,404,659円
2. 受益権の総数	117,928,404,659口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年10月15日現在	
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	
株式	33,301,743,675	
合計	33,301,743,675	

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2024年2月8日から2024年10月15日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

株式関連

種類	2024年10月15日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 先物取引 買建	13,228,930,000	—	13,419,460,000	190,530,000
合計	13,228,930,000	—	13,419,460,000	190,530,000

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引

- 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2024年10月15日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	4.8551円 （48,551円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

2024年10月15日現在

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
極洋	8,500	4,320.00	36,720,000	
ニッスイ	204,500	940.70	192,373,150	
マルハニチロ	30,200	3,168.00	95,673,600	
雪国まいたけ	17,400	1,035.00	18,009,000	
カネコ種苗	5,700	1,387.00	7,905,900	
サカタのタネ	23,200	3,660.00	84,912,000	
ホクト	16,300	1,842.00	30,024,600	
ホクリヨウ	1,300	1,016.00	1,320,800	
ショーボンドホールディングス	26,900	5,657.00	152,173,300	

ミライト・ワン	61,800	2,135.00	131,943,000	
タマホーム	12,800	3,855.00	49,344,000	
サンヨーホームズ	1,000	713.00	713,000	
日本アクア	3,000	846.00	2,538,000	
ファーストコーポレーション	2,000	801.00	1,602,000	
ベステラ	1,700	931.00	1,582,700	
r o b o t h o m e	40,100	138.00	5,533,800	
キャンディル	1,400	537.00	751,800	
住石ホールディングス	28,900	865.00	24,998,500	
日鉄鉱業	8,200	4,500.00	36,900,000	
三井松島ホールディングス	12,200	4,885.00	59,597,000	
I N P E X	618,200	2,031.50	1,255,873,300	
石油資源開発	118,100	1,129.00	133,334,900	
K&Oエナジーグループ	9,200	3,355.00	30,866,000	
リョーサン菱洋ホールディングス	29,000	2,614.00	75,806,000	
ダイセキ環境ソリューション	1,500	1,139.00	1,708,500	
第一カッター興業	5,900	1,488.00	8,779,200	
明豊ファシリティワークス	1,700	899.00	1,528,300	
安藤・間	118,400	1,125.00	133,200,000	
東急建設	63,900	704.00	44,985,600	
コムシスホールディングス	65,200	3,156.00	205,771,200	
ビーアールホールディングス	29,900	352.00	10,524,800	
高松コンストラクショングループ	15,300	2,938.00	44,951,400	
東建コーポレーション	5,100	10,940.00	55,794,000	
ソネック	1,000	876.00	876,000	
ヤマウラ	10,300	1,218.00	12,545,400	
オリエンタル白石	75,900	380.00	28,842,000	
大成建設	131,200	6,205.00	814,096,000	
大林組	511,600	1,812.50	927,275,000	
清水建設	405,700	1,002.00	406,511,400	
長谷工コーポレーション	131,400	1,910.00	250,974,000	
松井建設	13,300	822.00	10,932,600	
銭高組	500	3,460.00	1,730,000	
鹿島建設	317,200	2,665.00	845,338,000	
不動テトラ	9,900	2,230.00	22,077,000	
大末建設	1,400	1,600.00	2,240,000	
鉄建建設	10,100	2,387.00	24,108,700	
西松建設	27,200	5,065.00	137,768,000	
三井住友建設	106,600	404.00	43,066,400	
大豊建設	4,900	3,420.00	16,758,000	
佐田建設	2,100	865.00	1,816,500	
ナカノフドー建設	3,500	491.00	1,718,500	
奥村組	23,100	4,420.00	102,102,000	
東鉄工業	17,700	3,380.00	59,826,000	
イチケン	800	2,464.00	1,971,200	
富士ピー・エス	2,400	420.00	1,008,000	
浅沼組	53,000	686.00	36,358,000	
戸田建設	193,400	946.00	182,956,400	
熊谷組	23,500	3,625.00	85,187,500	
北野建設	600	3,810.00	2,286,000	

植木組	1, 000	1, 544. 00	1, 544, 000	
矢作建設工業	19, 500	1, 524. 00	29, 718, 000	
ピーエス・コンストラクション	18, 100	1, 024. 00	18, 534, 400	
日本ハウスホールディングス	30, 500	337. 00	10, 278, 500	
大東建託	52, 700	17, 140. 00	903, 278, 000	
新日本建設	20, 200	1, 623. 00	32, 784, 600	
サムティホールディングス	27, 900	3, 295. 00	91, 930, 500	
東亜道路工業	27, 300	1, 298. 00	35, 435, 400	
日本道路	16, 700	1, 646. 00	27, 488, 200	
東亜建設工業	43, 100	1, 020. 00	43, 962, 000	
日本国土開発	40, 700	489. 00	19, 902, 300	
若築建設	4, 900	3, 580. 00	17, 542, 000	
東洋建設	35, 900	1, 347. 00	48, 357, 300	
五洋建設	202, 800	642. 70	130, 339, 560	
世紀東急工業	18, 300	1, 514. 00	27, 706, 200	
福田組	5, 400	5, 550. 00	29, 970, 000	
日本ドライケミカル	800	3, 335. 00	2, 668, 000	
住友林業	123, 700	6, 171. 00	763, 352, 700	
日本基礎技術	3, 100	685. 00	2, 123, 500	
巴コーポレーション	4, 000	874. 00	3, 496, 000	
大和ハウス工業	395, 600	4, 564. 00	1, 805, 518, 400	
ライト工業	26, 500	2, 268. 00	60, 102, 000	
積水ハウス	433, 800	3, 853. 00	1, 671, 431, 400	
日特建設	13, 600	1, 023. 00	13, 912, 800	
北陸電気工事	9, 800	1, 202. 00	11, 779, 600	
ユアテック	31, 500	1, 509. 00	47, 533, 500	
日本リーテック	11, 100	1, 081. 00	11, 999, 100	
四電工	17, 800	1, 270. 00	22, 606, 000	
中電工	22, 200	3, 365. 00	74, 703, 000	
関電工	89, 700	2, 202. 00	197, 519, 400	
きんでん	99, 500	3, 291. 00	327, 454, 500	
東京エネシス	13, 300	1, 148. 00	15, 268, 400	
トーエネック	23, 300	934. 00	21, 762, 200	
住友電設	13, 500	4, 560. 00	61, 560, 000	
日本電設工業	27, 000	1, 877. 00	50, 679, 000	
エクシオグループ	139, 800	1, 573. 50	219, 975, 300	
新日本空調	9, 200	3, 510. 00	32, 292, 000	
九電工	30, 800	6, 447. 00	198, 567, 600	
三機工業	30, 800	2, 460. 00	75, 768, 000	
日揮ホールディングス	141, 400	1, 313. 50	185, 728, 900	
中外炉工業	4, 700	2, 685. 00	12, 619, 500	
ヤマト	2, 600	940. 00	2, 444, 000	
太平電業	8, 900	5, 190. 00	46, 191, 000	
高砂熱学工業	38, 400	4, 940. 00	189, 696, 000	
三晃金属工業	400	4, 020. 00	1, 608, 000	
NEC ネットエスアイ	57, 000	2, 724. 00	155, 268, 000	
朝日工業社	13, 300	1, 350. 00	17, 955, 000	
明星工業	27, 600	1, 233. 00	34, 030, 800	
大気社	16, 400	4, 915. 00	80, 606, 000	
ダイダン	18, 800	3, 080. 00	57, 904, 000	

日比谷総合設備	10,200	3,810.00	38,862,000	
ニッポン	43,000	2,241.00	96,363,000	
日清製粉グループ本社	132,900	1,808.50	240,349,650	
日東富士製粉	2,400	6,950.00	16,680,000	
昭和産業	13,900	2,912.00	40,476,800	
鳥越製粉	2,900	687.00	1,992,300	
中部飼料	20,000	1,436.00	28,720,000	
フィード・ワン	21,100	865.00	18,251,500	
東洋精糖	1,000	1,414.00	1,414,000	
日本甜菜製糖	8,400	2,625.00	22,050,000	
DM三井製糖ホールディングス	14,200	3,280.00	46,576,000	
塩水港精糖	6,500	273.00	1,774,500	
ウェルネオシュガー	7,200	2,220.00	15,984,000	
L I F U L L	36,700	142.00	5,211,400	
M I X I	32,200	2,804.00	90,288,800	
ジェイエイシーリクルートメント	54,200	768.00	41,625,600	
日本M&Aセンターホールディングス	238,900	639.80	152,848,220	
メンバーズ	5,100	994.00	5,069,400	
中広	800	490.00	392,000	
U T グループ	19,500	2,721.00	53,059,500	
アイティメディア	5,700	1,647.00	9,387,900	
ケアネット	30,500	667.00	20,343,500	
E・Jホールディングス	8,800	1,726.00	15,188,800	
オープンアップグループ	45,200	2,063.00	93,247,600	
コシダカホールディングス	44,900	1,174.00	52,712,600	
アルトナー	1,500	1,798.00	2,697,000	
パソナグループ	18,200	2,117.00	38,529,400	
C D S	1,400	1,799.00	2,518,600	
リンクアンドモチベーション	37,000	633.00	23,421,000	
エス・エム・エス	52,600	2,267.00	119,244,200	
サニーサイドアップグループ	1,800	561.00	1,009,800	
パーソルホールディングス	1,526,500	270.20	412,460,300	
リニカル	3,300	381.00	1,257,300	
クックパッド	41,100	176.00	7,233,600	
エスクリ	2,300	221.00	508,300	
アイ・ケイ・ケイホールディングス	2,500	785.00	1,962,500	
森永製菓	60,200	2,889.00	173,917,800	
中村屋	3,500	3,225.00	11,287,500	
江崎グリコ	41,200	4,565.00	188,078,000	
名糖産業	5,700	1,874.00	10,681,800	
井村屋グループ	8,700	2,453.00	21,341,100	
不二家	9,900	2,708.00	26,809,200	
山崎製パン	96,100	2,833.00	272,251,300	
第一屋製パン	1,000	624.00	624,000	
モロゾフ	4,500	4,635.00	20,857,500	
亀田製菓	8,200	4,445.00	36,449,000	
寿スピリッツ	67,800	1,984.50	134,549,100	
カルビー	65,700	3,432.00	225,482,400	
森永乳業	50,000	3,547.00	177,350,000	
六甲バター	10,500	1,521.00	15,970,500	

ヤクルト本社	205,200	3,358.00	689,061,600	
明治ホールディングス	176,000	3,597.00	633,072,000	
雪印メグミルク	34,800	2,720.00	94,656,000	
プリマハム	19,300	2,326.00	44,891,800	
日本ハム	61,800	5,290.00	326,922,000	
林兼産業	1,700	472.00	802,400	
丸大食品	14,500	1,758.00	25,491,000	
S F o o d s	15,900	2,801.00	44,535,900	
柿安本店	5,600	2,624.00	14,694,400	
伊藤ハム米久ホールディングス	21,900	3,865.00	84,643,500	
学情	7,500	1,721.00	12,907,500	
スタジオアリス	7,400	2,016.00	14,918,400	
クロスキャット	9,200	1,160.00	10,672,000	
エプロ	1,500	792.00	1,188,000	
システナ	221,200	376.00	83,171,200	
N J S	3,300	3,825.00	12,622,500	
デジタルアーツ	9,200	5,290.00	48,668,000	
日鉄ソリューションズ	49,800	3,665.00	182,517,000	
総合警備保障	250,400	1,035.50	259,289,200	
キューブシステム	7,700	1,012.00	7,792,400	
いちご	145,900	391.00	57,046,900	
日本駐車場開発	171,000	232.00	39,672,000	
コア	6,600	1,924.00	12,698,400	
カカコム	97,300	2,530.00	246,169,000	
アイロムグループ	6,100	2,780.00	16,958,000	
セントケア・ホールディング	10,800	764.00	8,251,200	
サイネックス	1,000	817.00	817,000	
ルネサンス	11,700	1,100.00	12,870,000	
ディップ	22,800	2,965.00	67,602,000	
S B S ホールディングス	12,800	2,639.00	33,779,200	
デジタルホールディングス	7,700	977.00	7,522,900	
新日本科学	13,600	1,222.00	16,619,200	
キャリアデザインセンター	600	1,757.00	1,054,200	
エムスリー	296,300	1,746.50	517,487,950	
ツカダ・グローバルホールディング	3,300	397.00	1,310,100	
プラス	700	566.00	396,200	
ウェルネット	3,000	740.00	2,220,000	
ワールドホールディングス	6,000	1,969.00	11,814,000	
ディー・エヌ・エー	53,200	1,741.00	92,621,200	
博報堂D Yホールディングス	191,200	1,193.50	228,197,200	
ぐるなび	27,900	322.00	8,983,800	
タカミヤ	20,600	434.00	8,940,400	
ファンコミュニケーションズ	21,300	420.00	8,946,000	
ライク	5,600	1,441.00	8,069,600	
A o b a - B B T	2,100	323.00	678,300	
エスプール	43,100	364.00	15,688,400	
WDBホールディングス	7,600	1,780.00	13,528,000	
手間いらず	2,500	3,385.00	8,462,500	
ティア	3,600	441.00	1,587,600	
アドウェイズ	18,300	329.00	6,020,700	

バリューコマース	13,000	1,137.00	14,781,000	
インフォマート	141,400	353.00	49,914,200	
サッポロホールディングス	47,200	7,498.00	353,905,600	
アサヒグループホールディングス	1,078,200	1,817.50	1,959,628,500	
キリンホールディングス	598,200	2,217.50	1,326,508,500	
宝ホールディングス	97,000	1,236.50	119,940,500	
オエノンホールディングス	42,900	424.00	18,189,600	
養命酒製造	4,700	2,447.00	11,500,900	
飛島ホールディングス	14,700	1,544.00	22,696,800	
コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールディングス	101,300	2,025.00	205,132,500	
ライフドリンク カンパニー	11,600	1,752.00	20,323,200	
サントリー食品インターナショナル	101,100	5,356.00	541,491,600	
ダイドーグループホールディングス	16,300	3,010.00	49,063,000	
伊藤園	48,500	3,353.00	162,620,500	
キーコーヒー	16,100	2,003.00	32,248,300	
ユニカフェ	1,800	943.00	1,697,400	
日清オイリオグループ	20,300	5,340.00	108,402,000	
不二製油グループ本社	33,400	3,179.00	106,178,600	
かどや製油	400	3,620.00	1,448,000	
J-オイルミルズ	16,400	2,069.00	33,931,600	
サンエー	23,700	3,010.00	71,337,000	
カワチ薬品	12,100	2,606.00	31,532,600	
エービーシー・マート	67,400	3,145.00	211,973,000	
ハードオフコーポレーション	6,200	2,007.00	12,443,400	
高千穂交易	6,200	4,260.00	26,412,000	
アスクル	37,200	2,073.00	77,115,600	
ゲオホールディングス	17,400	1,594.00	27,735,600	
アダストリア	18,500	3,925.00	72,612,500	
ジーフット	4,200	283.00	1,188,600	
シー・ヴィ・エス・ベイエリア	700	565.00	395,500	
オルパヘルスケアホールディングス	1,000	1,980.00	1,980,000	
伊藤忠食品	3,500	7,030.00	24,605,000	
くら寿司	18,100	3,890.00	70,409,000	
キャンドウ	5,500	3,305.00	18,177,500	
エレマテック	13,700	1,755.00	24,043,500	
I Kホールディングス	1,900	357.00	678,300	
パルグループホールディングス	30,200	2,598.00	78,459,600	
エディオン	61,400	1,831.00	112,423,400	
あらた	23,500	3,620.00	85,070,000	
サーラコーポレーション	32,400	864.00	27,993,600	
ワッツ	2,300	725.00	1,667,500	
トーマンデバイス	2,300	6,170.00	14,191,000	
ハローズ	7,100	4,655.00	33,050,500	
J Pホールディングス	38,400	720.00	27,648,000	
フジオフードグループ本社	17,400	1,343.00	23,368,200	
あみやき亭	11,300	1,770.00	20,001,000	
東京エレクトロン デバイス	15,500	3,690.00	57,195,000	
ひらまつ	8,200	184.00	1,508,800	
円谷フィールズホールディングス	24,900	2,375.00	59,137,500	

双日	171,900	3,365.00	578,443,500	
アルフレッサ ホールディングス	155,000	2,330.00	361,150,000	
大黒天物産	4,700	10,540.00	49,538,000	
ハニーズホールディングス	13,600	1,758.00	23,908,800	
ファーマライズホールディングス	1,400	633.00	886,200	
キッコーマン	475,900	1,660.50	790,231,950	
味の素	337,600	5,843.00	1,972,596,800	
ブルドックソース	7,500	1,740.00	13,050,000	
キューピー	77,200	3,575.00	275,990,000	
ハウス食品グループ本社	49,400	3,028.00	149,583,200	
カゴメ	61,800	3,217.00	198,810,600	
アリアケジャパン	14,300	5,380.00	76,934,000	
ピエトロ	800	1,761.00	1,408,800	
エバラ食品工業	3,400	2,890.00	9,826,000	
やまみ	500	4,180.00	2,090,000	
ニチレイ	65,700	4,392.00	288,554,400	
横浜冷凍	38,700	966.00	37,384,200	
東洋水産	72,700	9,300.00	676,110,000	
イトアンドホールディングス	6,900	2,156.00	14,876,400	
大冷	800	1,901.00	1,520,800	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	6,700	1,614.00	10,813,800	
日清食品ホールディングス	151,500	4,158.00	629,937,000	
一正蒲鉾	1,500	744.00	1,116,000	
フジッコ	14,800	1,708.00	25,278,400	
ロック・フィールド	17,500	1,465.00	25,637,500	
日本たばこ産業	872,800	4,283.00	3,738,202,400	
ケンコーマヨネーズ	9,900	2,331.00	23,076,900	
わらべや日洋ホールディングス	9,600	2,129.00	20,438,400	
なとり	9,100	2,146.00	19,528,600	
イフジ産業	1,100	1,398.00	1,537,800	
ファーマフーズ	19,100	851.00	16,254,100	
北の達人コーポレーション	61,800	161.00	9,949,800	
ユーグレナ	89,500	433.00	38,753,500	
紀文食品	12,500	1,135.00	14,187,500	
ピクルスホールディングス	8,500	1,064.00	9,044,000	
スター・マイカ・ホールディングス	14,800	624.00	9,235,200	
SREホールディングス	6,200	3,920.00	24,304,000	
ADワークスグループ	8,100	209.00	1,692,900	
片倉工業	13,400	2,070.00	27,738,000	
グンゼ	10,300	5,590.00	57,577,000	
ヒューリック	335,100	1,436.00	481,203,600	
神栄	800	1,652.00	1,321,600	
ラサ商事	7,100	1,452.00	10,309,200	
アルペン	12,700	2,114.00	26,847,800	
ハブ	1,700	763.00	1,297,100	
ラクーンホールディングス	10,900	751.00	8,185,900	
クオールホールディングス	21,300	1,484.00	31,609,200	
アルコニックス	20,500	1,390.00	28,495,000	
神戸物産	119,400	4,351.00	519,509,400	
ソリトンシステムズ	7,500	1,322.00	9,915,000	

ジーンズホールディングス	11,800	6,160.00	72,688,000	
ビックカメラ	92,300	1,722.00	158,940,600	
DCMホールディングス	79,900	1,512.00	120,808,800	
ペッパーフードサービス	37,900	199.00	7,542,100	
ハイパー	1,200	310.00	372,000	
M o n o t a R O	218,700	2,488.00	544,125,600	
東京一番フーズ	1,500	503.00	754,500	
DDグループ	2,300	1,284.00	2,953,200	
あい ホールディングス	25,500	2,341.00	59,695,500	
ディービーエックス	1,500	923.00	1,384,500	
きちりホールディングス	1,500	877.00	1,315,500	
J. フロント リテイリング	177,000	1,668.50	295,324,500	
ドトール・日レスホールディングス	27,200	2,297.00	62,478,400	
マツキヨココカラ&カンパニー	280,800	2,257.00	633,765,600	
ブロンコビリー	9,100	3,845.00	34,989,500	
Z O Z O	98,500	5,483.00	540,075,500	
トレジャー・ファクトリー	10,500	1,426.00	14,973,000	
物語コーポレーション	25,900	3,830.00	99,197,000	
三越伊勢丹ホールディングス	255,600	2,520.00	644,112,000	
東洋紡	63,100	991.00	62,532,100	
ユニチカ	47,200	302.00	14,254,400	
富士紡ホールディングス	6,500	4,745.00	30,842,500	
日清紡ホールディングス	110,800	984.60	109,093,680	
倉敷紡績	10,200	4,920.00	50,184,000	
ダイワボウホールディングス	68,300	2,783.00	190,078,900	
シキボウ	10,400	1,020.00	10,608,000	
日東紡績	18,500	6,760.00	125,060,000	
トヨタ紡織	61,600	1,875.50	115,530,800	
マクニカホールディングス	109,700	2,035.00	223,239,500	
H a m e e	6,400	1,064.00	6,809,600	
マーケットエンタープライズ	500	958.00	479,000	
ラクト・ジャパン	6,700	2,908.00	19,483,600	
ウエルシアホールディングス	80,100	1,934.50	154,953,450	
クリエイトSDホールディングス	21,800	3,160.00	68,888,000	
グリムス	6,600	2,841.00	18,750,600	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	23,300	1,366.00	31,827,800	
八洲電機	12,500	1,859.00	23,237,500	
メディアスホールディングス	9,100	858.00	7,807,800	
レスター	12,900	2,786.00	35,939,400	
ジオリーヴグループ	1,400	1,121.00	1,569,400	
丸善CH I ホールディングス	4,000	325.00	1,300,000	
大光	2,800	617.00	1,727,600	
O C H I ホールディングス	800	1,390.00	1,112,000	
T O K A I ホールディングス	83,700	945.00	79,096,500	
黒谷	1,600	573.00	916,800	
ミサワ	1,200	658.00	789,600	
ティーライフ	700	1,159.00	811,300	
C o m i n i x	1,200	893.00	1,071,600	
エー・ピーホールディングス	1,400	930.00	1,302,000	

三洋貿易	15,800	1,517.00	23,968,600	
チムニー	1,200	1,270.00	1,524,000	
シュッピン	13,900	1,124.00	15,623,600	
ビューティガレージ	4,900	1,547.00	7,580,300	
オイシックス・ラ・大地	20,900	1,384.00	28,925,600	
ウイン・パートナーズ	9,900	1,233.00	12,206,700	
ネクステージ	35,300	1,532.00	54,079,600	
ジョイフル本田	42,800	2,056.00	87,996,800	
エターナルホスピタリティグループ	5,700	4,110.00	23,427,000	
ホットランド	11,900	2,328.00	27,703,200	
すかいらくホールディングス	210,900	2,324.00	490,131,600	
SFPホールディングス	7,400	1,919.00	14,200,600	
綿半ホールディングス	12,000	1,712.00	20,544,000	
日本毛織	37,400	1,289.00	48,208,600	
ダイトウボウ	7,900	102.00	805,800	
トーア紡コーポレーション	1,800	395.00	711,000	
ダイドーリミテッド	4,000	856.00	3,424,000	
ヨシックスホールディングス	3,600	3,585.00	12,906,000	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	43,100	841.00	36,247,100	
野村不動産ホールディングス	80,000	3,760.00	300,800,000	
三重交通グループホールディングス	30,700	502.00	15,411,400	
ディア・ライフ	24,400	850.00	20,740,000	
コーセーアールイー	1,600	697.00	1,115,200	
地主	10,900	2,168.00	23,631,200	
プレサンスコーポレーション	19,000	1,960.00	37,240,000	
フィル・カンパニー	2,300	796.00	1,830,800	
THEグローバル社	3,300	641.00	2,115,300	
ハウスコム	800	1,079.00	863,200	
JPMC	8,300	1,158.00	9,611,400	
サンセイランディック	1,500	962.00	1,443,000	
エストラスト	600	691.00	414,600	
フージャースホールディングス	22,000	1,051.00	23,122,000	
オープンハウスグループ	52,700	5,718.00	301,338,600	
東急不動産ホールディングス	432,000	978.40	422,668,800	
飯田グループホールディングス	137,600	2,234.50	307,467,200	
イーランド	700	1,384.00	968,800	
ムゲンエステート	2,500	1,629.00	4,072,500	
帝国繊維	16,500	2,756.00	45,474,000	
日本コークス工業	148,200	98.00	14,523,600	
ゴルフダイジェスト・オンライン	7,000	466.00	3,262,000	
ミタチ産業	1,500	1,157.00	1,735,500	
BEENOS	9,100	2,971.00	27,036,100	
あさひ	14,200	1,621.00	23,018,200	
日本調剤	10,000	1,484.00	14,840,000	
コスモス薬品	25,900	7,938.00	205,594,200	
シップヘルスケアホールディングス	55,500	2,410.00	133,755,000	
トーエル	1,600	802.00	1,283,200	
ソフトクリエイトホールディングス	12,100	2,077.00	25,131,700	
セブン&アイ・ホールディングス	1,562,900	2,287.50	3,575,133,750	

クリエイト・レストランツ・ホールディングス	104,400	1,166.00	121,730,400	
明治電機工業	5,800	1,470.00	8,526,000	
ツルハホールディングス	32,400	8,880.00	287,712,000	
デリカフーズホールディングス	2,400	520.00	1,248,000	
スターティアホールディングス	1,000	1,974.00	1,974,000	
サンマルクホールディングス	12,400	2,300.00	28,520,000	
フェリシモ	1,300	895.00	1,163,500	
トリドールホールディングス	43,200	3,830.00	165,456,000	
帝人	140,300	1,433.00	201,049,900	
東レ	978,900	822.90	805,536,810	
クラレ	212,800	2,088.00	444,326,400	
旭化成	988,600	1,066.50	1,054,341,900	
T O K Y O B A S E	16,400	225.00	3,690,000	
稲葉製作所	8,400	1,778.00	14,935,200	
宮地エンジニアリンググループ	14,800	2,064.00	30,547,200	
トーカロ	43,500	1,901.00	82,693,500	
アルファ	1,400	1,179.00	1,650,600	
S U M C O	286,500	1,571.50	450,234,750	
川田テクノロジーズ	10,600	2,484.00	26,330,400	
R S T e c h n o l o g i e s	11,500	4,015.00	46,172,500	
ジェイテックコーポレーション	1,000	1,611.00	1,611,000	
信和	2,200	742.00	1,632,400	
ビーロット	2,000	1,131.00	2,262,000	
ファーストブラザーズ	1,000	1,119.00	1,119,000	
A n d D o ホールディングス	8,700	1,056.00	9,187,200	
シーアールイー	6,600	1,280.00	8,448,000	
ケイアイスター不動産	7,000	3,950.00	27,650,000	
アグレ都市デザイン	1,000	1,521.00	1,521,000	
グッドコムアセット	11,700	862.00	10,085,400	
ジェイ・エス・ビー	6,000	2,850.00	17,100,000	
ロードスターキャピタル	8,200	2,350.00	19,270,000	
イノベーションホールディングス	1,600	960.00	1,536,000	
グローバル・リンク・マネジメント	600	2,251.00	1,350,600	
フェイスネットワーク	1,000	1,679.00	1,679,000	
霞ヶ関キャピタル	5,900	16,420.00	96,878,000	
住江織物	700	2,070.00	1,449,000	
日本フエルト	2,800	482.00	1,349,600	
イチカワ	700	1,598.00	1,118,600	
エコナックホールディングス	4,700	112.00	526,400	
日東製網	500	1,445.00	722,500	
芦森工業	700	2,458.00	1,720,600	
アツギ	2,300	896.00	2,060,800	
ウイルプラスホールディングス	1,200	1,096.00	1,315,200	
J Mホールディングス	11,700	3,080.00	36,036,000	
コメダホールディングス	37,700	2,823.00	106,427,100	
サツドラホールディングス	2,200	797.00	1,753,400	
アレンザホールディングス	11,700	1,086.00	12,706,200	
串カツ田中ホールディングス	4,200	1,541.00	6,472,200	
バロックジャパンリミテッド	12,000	775.00	9,300,000	

クスリのアオキホールディングス	46,500	3,384.00	157,356,000	
ダイニック	1,600	749.00	1,198,400	
共和レザー	1,900	660.00	1,254,000	
ピーバンドットコム	800	359.00	287,200	
力の源ホールディングス	8,900	1,158.00	10,306,200	
FOOD & LIFE COMPANIES	82,200	2,976.00	244,627,200	
アセンテック	6,000	650.00	3,900,000	
セーレン	28,200	2,645.00	74,589,000	
ソトー	1,600	678.00	1,084,800	
東海染工	500	693.00	346,500	
小松マテーレ	21,300	783.00	16,677,900	
ワコールホールディングス	27,200	4,817.00	131,022,400	
ホギメディカル	17,200	4,875.00	83,850,000	
クラウドシアホールディングス	1,400	327.00	457,800	
TSIホールディングス	43,900	1,086.00	47,675,400	
マツオカコーポレーション	1,100	1,813.00	1,994,300	
ワールド	20,800	2,102.00	43,721,600	
TIS	154,700	3,795.00	587,086,500	
テクミラホールディングス	2,300	337.00	775,100	
グリー	48,800	478.00	23,326,400	
GMOペパボ	1,900	1,360.00	2,584,000	
コーエーテクモホールディングス	91,600	1,584.50	145,140,200	
三菱総合研究所	7,100	4,300.00	30,530,000	
ボルテージ	1,500	228.00	342,000	
電算	600	1,401.00	840,600	
AGS	1,500	847.00	1,270,500	
ファインデックス	11,600	854.00	9,906,400	
ブレインパッド	12,200	840.00	10,248,000	
KL a b	35,000	185.00	6,475,000	
ポールトゥウィンホールディングス	25,000	466.00	11,650,000	
ネクソン	321,100	2,751.50	883,506,650	
アイスタイル	48,700	492.00	23,960,400	
エムアップホールディングス	17,900	1,335.00	23,896,500	
エイチーム	9,700	617.00	5,984,900	
エニグモ	18,700	319.00	5,965,300	
テクノスジャパン	3,000	668.00	2,004,000	
e n i s h	5,000	175.00	875,000	
コロプラ	49,600	528.00	26,188,800	
オルトプラス	4,700	97.00	455,900	
ブロードリーフ	58,700	621.00	36,452,700	
クロス・マーケティンググループ	2,400	670.00	1,608,000	
デジタルハーツホールディングス	9,100	842.00	7,662,200	
メディアドゥ	6,800	1,384.00	9,411,200	
じげん	42,600	604.00	25,730,400	
ブイキューブ	17,500	218.00	3,815,000	
エンカレッジ・テクノロジー	1,400	594.00	831,600	
サイバーリンクス	2,000	742.00	1,484,000	
ディー・エル・イー	3,500	137.00	479,500	
フィックスターズ	14,600	1,531.00	22,352,600	

CARTA HOLDINGS	8,300	1,461.00	12,126,300	
オブティム	15,200	604.00	9,180,800	
セレス	5,900	1,391.00	8,206,900	
SHIFT	9,700	15,710.00	152,387,000	
特種東海製紙	7,900	3,725.00	29,427,500	
ティーガイア	15,400	2,667.00	41,071,800	
セック	2,100	4,270.00	8,967,000	
テクマトリックス	26,800	2,386.00	63,944,800	
プロシップ	7,100	1,532.00	10,877,200	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	36,300	3,045.00	110,533,500	
GMOペイメントゲートウェイ	33,400	9,617.00	321,207,800	
ザッパラス	1,300	370.00	481,000	
システムリサーチ	9,900	1,421.00	14,067,900	
インターネットイニシアティブ	70,000	2,986.50	209,055,000	
さくらインターネット	16,300	3,965.00	64,629,500	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	4,300	2,918.00	12,547,400	
SRAホールディングス	7,400	4,350.00	32,190,000	
システムインテグレータ	1,500	323.00	484,500	
朝日ネット	15,800	639.00	10,096,200	
eBASE	20,800	644.00	13,395,200	
アバントグループ	18,500	2,352.00	43,512,000	
アドソル日進	6,200	1,856.00	11,507,200	
ODKソリューションズ	1,200	572.00	686,400	
フリービット	6,500	1,190.00	7,735,000	
コムチュア	21,200	1,914.00	40,576,800	
アステリア	11,500	509.00	5,853,500	
アイル	8,200	3,270.00	26,814,000	
王子ホールディングス	608,200	579.60	352,512,720	
日本製紙	82,300	952.00	78,349,600	
三菱製紙	4,300	519.00	2,231,700	
北越コーポレーション	72,000	1,589.00	114,408,000	
中越パルプ工業	1,400	1,262.00	1,766,800	
巴川コーポレーション	1,500	710.00	1,065,000	
大王製紙	64,300	903.50	58,095,050	
阿波製紙	1,500	461.00	691,500	
マークライNZ	8,700	2,909.00	25,308,300	
メディカル・データ・ビジョン	17,400	533.00	9,274,200	
gumi	23,700	304.00	7,204,800	
ショーケース	1,300	295.00	383,500	
モバイルファクトリー	1,200	855.00	1,026,000	
テラスカイ	6,500	2,113.00	13,734,500	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	7,500	2,128.00	15,960,000	
PCIホールディングス	1,500	1,010.00	1,515,000	
アイビーシー	800	521.00	416,800	
ネオジャパン	4,900	2,041.00	10,000,900	
PR TIMES	3,100	1,576.00	4,885,600	
ラクス	69,100	2,241.00	154,853,100	

ランドコンピュータ	2,500	757.00	1,892,500	
ダブルスタンダード	4,300	1,701.00	7,314,300	
オープンドア	8,600	624.00	5,366,400	
マイネット	1,600	383.00	612,800	
アカツキ	7,100	2,049.00	14,547,900	
ベネフィットジャパン	300	1,174.00	352,200	
U b i c o mホールディングス	4,600	1,419.00	6,527,400	
カナミックネットワーク	18,300	560.00	10,248,000	
ノムラシステムコーポレーション	5,300	118.00	625,400	
レンゴー	132,900	978.90	130,095,810	
トーモク	8,400	2,378.00	19,975,200	
ザ・パックス	10,800	3,750.00	40,500,000	
チェンジホールディングス	31,900	1,292.00	41,214,800	
シンクロ・フード	3,200	487.00	1,558,400	
オークネット	6,900	2,623.00	18,098,700	
キャピタル・アセット・プランニング	1,100	716.00	787,600	
セグエグループ	3,100	570.00	1,767,000	
エイトレッド	800	1,689.00	1,351,200	
マクロミル	28,700	800.00	22,960,000	
ビーグリー	1,200	1,433.00	1,719,600	
オロ	6,200	2,384.00	14,780,800	
ユーザーローカル	6,200	1,862.00	11,544,400	
テモナ	1,300	206.00	267,800	
ニーズウェル	3,500	293.00	1,025,500	
マネーフォワード	35,700	6,283.00	224,303,100	
サインポスト	2,000	516.00	1,032,000	
レゾナック・ホールディングス	131,200	3,855.00	505,776,000	
住友化学	1,084,200	424.00	459,700,800	
住友精化	6,900	5,140.00	35,466,000	
日産化学	68,200	5,381.00	366,984,200	
ラサ工業	5,600	2,750.00	15,400,000	
クレハ	30,100	2,809.00	84,550,900	
多木化学	5,700	3,770.00	21,489,000	
テイカ	12,000	1,668.00	20,016,000	
石原産業	24,200	1,496.00	36,203,200	
片倉コープアグリ	1,300	969.00	1,259,700	
日本曹達	34,600	2,519.00	87,157,400	
東ソー	195,000	1,927.50	375,862,500	
トクヤマ	47,200	2,844.00	134,236,800	
セントラル硝子	15,700	3,500.00	54,950,000	
東亜合成	70,200	1,669.50	117,198,900	
大阪ソーダ	51,000	1,852.00	94,452,000	
関東電化工業	28,200	969.00	27,325,800	
SUN ASTERISK	10,300	529.00	5,448,700	
デンカ	53,100	2,209.00	117,297,900	
イビデン	76,800	4,914.00	377,395,200	
信越化学工業	1,310,200	6,126.00	8,026,285,200	
日本カーバイド工業	7,000	1,710.00	11,970,000	
プラスアルファ・コンサルティング	18,400	2,189.00	40,277,600	
電算システムホールディングス	6,600	2,679.00	17,681,400	

堺化学工業	11,100	2,719.00	30,180,900	
第一稀元素化学工業	16,000	807.00	12,912,000	
エア・ウォーター	137,800	2,013.50	277,460,300	
日本酸素ホールディングス	141,600	5,295.00	749,772,000	
日本化学工業	5,400	2,833.00	15,298,200	
東邦アセチレン	3,400	342.00	1,162,800	
日本パーカライジング	65,000	1,320.00	85,800,000	
高压ガス工業	21,400	889.00	19,024,600	
チタン工業	600	869.00	521,400	
四国化成ホールディングス	16,400	2,078.00	34,079,200	
戸田工業	3,400	1,762.00	5,990,800	
ステラ ケミファ	7,800	4,595.00	35,841,000	
保土谷化学工業	4,600	4,510.00	20,746,000	
日本触媒	85,000	1,774.00	150,790,000	
大日精化工業	10,100	2,993.00	30,229,300	
カネカ	35,900	3,837.00	137,748,300	
協和キリン	176,600	2,657.00	469,226,200	
A P P I E R G R O U P	44,500	1,743.00	77,563,500	
三菱瓦斯化学	106,600	2,801.50	298,639,900	
三井化学	120,400	3,655.00	440,062,000	
東京応化工業	69,700	3,675.00	256,147,500	
大阪有機化学工業	12,300	3,100.00	38,130,000	
三菱ケミカルグループ	1,068,200	869.60	928,906,720	
K H ネオケム	26,400	2,089.00	55,149,600	
ビジョナル	17,200	8,300.00	142,760,000	
ダイセル	181,300	1,340.00	242,942,000	
住友ベークライト	41,000	4,077.00	167,157,000	
積水化学工業	290,900	2,229.00	648,416,100	
日本ゼオン	100,200	1,381.50	138,426,300	
アイカ工業	36,900	3,316.00	122,360,400	
U B E	69,500	2,599.50	180,665,250	
積水樹脂	21,700	2,339.00	50,756,300	
旭有機材	9,700	4,220.00	40,934,000	
ニチバン	7,900	1,946.00	15,373,400	
リケンテクノス	27,200	1,098.00	29,865,600	
大倉工業	6,900	2,725.00	18,802,500	
積水化成成品工業	20,800	397.00	8,257,600	
群栄化学工業	3,500	2,775.00	9,712,500	
タイガースポリマー	2,300	724.00	1,665,200	
ミライアル	1,200	1,473.00	1,767,600	
ダイキアクシス	2,000	722.00	1,444,000	
ダイキョーニシカワ	32,200	630.00	20,286,000	
竹本容器	1,900	857.00	1,628,300	
森六ホールディングス	7,500	2,298.00	17,235,000	
恵和	9,400	1,058.00	9,945,200	
日本化薬	111,600	1,269.00	141,620,400	
カーリット	15,800	1,287.00	20,334,600	
ソルクシーズ	4,200	291.00	1,222,200	
C L ホールディングス	3,600	953.00	3,430,800	
プレステージ・インターナショナル	70,200	713.00	50,052,600	

フェイス	1,300	394.00	512,200	
プロトコーポレーション	16,000	1,491.00	23,856,000	
ハイマックス	4,300	1,385.00	5,955,500	
アミューズ	9,100	1,400.00	12,740,000	
野村総合研究所	316,800	5,164.00	1,635,955,200	
ドリームインキュベータ	5,100	2,312.00	11,791,200	
クイック	10,300	2,071.00	21,331,300	
T A C	2,300	163.00	374,900	
C Eホールディングス	2,400	433.00	1,039,200	
日本システム技術	13,500	1,865.00	25,177,500	
電通グループ	162,000	4,616.00	747,792,000	
インテージホールディングス	16,500	1,588.00	26,202,000	
テイクアンドギヴ・ニーズ	6,600	903.00	5,959,800	
東邦システムサイエンス	6,200	1,452.00	9,002,400	
ぴあ	5,000	3,060.00	15,300,000	
イオンファンタジー	5,400	2,006.00	10,832,400	
ソースネクスト	67,000	199.00	13,333,000	
シーティーエス	19,100	919.00	17,552,900	
N E X Y Z . G r o u p	1,600	840.00	1,344,000	
メディカルシステムネットワーク	16,700	444.00	7,414,800	
日本精化	9,700	2,330.00	22,601,000	
扶桑化学工業	15,600	3,940.00	61,464,000	
トリケミカル研究所	17,700	3,335.00	59,029,500	
シンプレクス・ホールディングス	22,300	2,396.00	53,430,800	
HERO Z	5,800	1,176.00	6,820,800	
ラクスル	35,400	1,340.00	47,436,000	
メルカリ	71,400	2,551.00	182,141,400	
I P S	4,300	2,362.00	10,156,600	
F I G	5,700	314.00	1,789,800	
システムサポート	5,700	1,942.00	11,069,400	
A D E K A	50,900	2,914.00	148,322,600	
日油	132,400	2,630.50	348,278,200	
ミヨシ油脂	1,400	1,581.00	2,213,400	
新日本理化	6,900	192.00	1,324,800	
ハリマ化成グループ	10,200	849.00	8,659,800	
イーソル	9,800	744.00	7,291,200	
東海ソフト	800	1,243.00	994,400	
ウイングアーク 1 s t	15,300	3,370.00	51,561,000	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	4,900	861.00	4,218,900	
サーバーワークス	3,100	2,859.00	8,862,900	
東名	1,000	1,717.00	1,717,000	
ヴィッツ	500	828.00	414,000	
トビラシステムズ	1,500	764.00	1,146,000	
S a n s a n	48,000	2,166.00	103,968,000	
L i n k - U グループ	1,100	487.00	535,700	
ギフティ	12,800	991.00	12,684,800	
花王	355,600	6,963.00	2,476,042,800	
第一工業製薬	5,900	3,245.00	19,145,500	
石原ケミカル	6,600	2,400.00	15,840,000	

日華化学	1,400	1,233.00	1,726,200	
ニイタカ	1,100	1,930.00	2,123,000	
三洋化成工業	9,000	4,215.00	37,935,000	
メドレー	16,100	3,955.00	63,675,500	
ベース	7,200	3,110.00	22,392,000	
J M D C	24,900	4,725.00	117,652,500	
武田薬品工業	1,294,900	4,234.00	5,482,606,600	
アステラス製薬	1,283,200	1,725.50	2,214,161,600	
住友ファーマ	108,300	659.00	71,369,700	
塩野義製薬	534,000	2,088.50	1,115,259,000	
わかもと製薬	5,200	246.00	1,279,200	
日本新薬	38,400	3,938.00	151,219,200	
中外製薬	458,100	7,457.00	3,416,051,700	
科研製薬	25,000	3,906.00	97,650,000	
エーザイ	178,000	5,433.00	967,074,000	
理研ビタミン	12,400	2,676.00	33,182,400	
ロート製薬	141,600	3,575.00	506,220,000	
小野薬品工業	299,200	1,994.50	596,754,400	
久光製薬	32,500	4,083.00	132,697,500	
有機合成薬品工業	4,100	267.00	1,094,700	
持田製薬	16,300	3,460.00	56,398,000	
参天製薬	258,100	1,856.50	479,162,650	
扶桑薬品工業	5,200	2,361.00	12,277,200	
日本ケミファ	600	1,602.00	961,200	
ツムラ	46,100	4,913.00	226,489,300	
テルモ	813,100	2,942.50	2,392,546,750	
H. U. グループホールディングス	43,900	2,660.50	116,795,950	
キッセイ薬品工業	24,200	3,780.00	91,476,000	
生化学工業	24,700	868.00	21,439,600	
栄研化学	25,200	2,479.00	62,470,800	
鳥居薬品	7,800	3,895.00	30,381,000	
J C R ファーマ	49,400	674.00	33,295,600	
東和薬品	22,400	3,065.00	68,656,000	
富士製薬工業	10,700	1,314.00	14,059,800	
ゼリア新薬工業	20,500	2,350.00	48,175,000	
ネクスラファーマ	68,600	1,202.00	82,457,200	
第一三共	1,274,500	4,966.00	6,329,167,000	
杏林製薬	31,700	1,501.00	47,581,700	
大幸薬品	30,400	397.00	12,068,800	
ダイト	11,100	2,300.00	25,530,000	
大塚ホールディングス	365,200	8,766.00	3,201,343,200	
ペプチドリーム	70,900	2,913.00	206,531,700	
大日本塗料	16,200	1,081.00	17,512,200	
日本ペイントホールディングス	646,600	1,068.00	690,568,800	
関西ペイント	126,300	2,530.00	319,539,000	
神東塗料	4,500	132.00	594,000	
中国塗料	29,900	2,034.00	60,816,600	
日本特殊塗料	2,400	1,171.00	2,810,400	
藤倉化成	16,900	479.00	8,095,100	
太陽ホールディングス	25,400	3,950.00	100,330,000	

D I C	51,900	3,344.00	173,553,600	
サカタインクス	32,400	1,614.00	52,293,600	
a r t i e n c e	26,300	3,735.00	98,230,500	
アルプス技研	12,900	2,849.00	36,752,100	
サニックス	24,000	280.00	6,720,000	
日本空調サービス	16,100	1,037.00	16,695,700	
オリエンタルランド	793,500	3,651.00	2,897,068,500	
フォーカスシステムズ	9,700	1,125.00	10,912,500	
ダスキン	32,800	4,074.00	133,627,200	
パーク 2 4	112,000	1,863.50	208,712,000	
明光ネットワークジャパン	18,200	663.00	12,066,600	
ファルコホールディングス	6,800	2,501.00	17,006,800	
クレスコ	24,000	1,327.00	31,848,000	
フジ・メディア・ホールディングス	140,600	1,730.50	243,308,300	
秀英予備校	1,300	273.00	354,900	
田谷	1,100	357.00	392,700	
ラウンドワン	141,300	987.00	139,463,100	
リゾートトラスト	65,000	2,848.00	185,120,000	
オービック	244,600	4,991.00	1,220,798,600	
ジャストシステム	21,100	3,515.00	74,166,500	
T D C ソフト	27,300	1,242.00	33,906,600	
L I N E ヤフー	2,083,000	426.70	888,816,100	
ビー・エム・エル	18,400	2,667.00	49,072,800	
トレンドマイクロ	76,800	8,358.00	641,894,400	
I D ホールディングス	9,800	1,426.00	13,974,800	
リソー教育	76,600	280.00	21,448,000	
日本オラクル	28,000	15,265.00	427,420,000	
早稲田アカデミー	8,300	1,653.00	13,719,900	
アルファシステムズ	3,900	3,335.00	13,006,500	
フューチャー	36,400	1,760.00	64,064,000	
C A C H o l d i n g s	9,000	1,774.00	15,966,000	
トーセ	1,500	631.00	946,500	
ユー・エス・エス	336,400	1,310.50	440,852,200	
オービックビジネスコンサルタント	20,800	7,620.00	158,496,000	
アイティフォー	18,700	1,396.00	26,105,200	
東京個別指導学院	17,900	408.00	7,303,200	
東計電算	4,100	4,880.00	20,008,000	
サイバーエージェント	331,300	1,054.50	349,355,850	
楽天グループ	1,055,200	961.30	1,014,363,760	
エックスネット	700	1,418.00	992,600	
クリーク・アンド・リバー社	7,400	1,513.00	11,196,200	
S B I グローバルアセットマネジメン ト	29,400	588.00	17,287,200	
デー・オー・ダブリュー	29,500	328.00	9,676,000	
大塚商会	165,900	3,515.00	583,138,500	
サイボウズ	20,200	2,115.00	42,723,000	
山田コンサルティンググループ	6,700	2,190.00	14,673,000	
セントラルスポーツ	5,500	2,428.00	13,354,000	
パラカ	4,500	1,790.00	8,055,000	
電通総研	14,200	5,540.00	78,668,000	

ACCESS	15,300	1,268.00	19,400,400	
デジタルガレージ	23,300	3,185.00	74,210,500	
イーエムシステムズ	24,300	555.00	13,486,500	
ウェザーニューズ	4,500	6,700.00	30,150,000	
C I J	36,400	418.00	15,215,200	
ビジネスエンジニアリング	3,200	4,145.00	13,264,000	
日本エンタープライズ	4,900	111.00	543,900	
WOWOW	11,000	1,028.00	11,308,000	
スカラ	13,300	471.00	6,264,300	
インテリジェント ウェイブ	1,800	891.00	1,603,800	
フルキャストホールディングス	12,300	1,620.00	19,926,000	
エン・ジャパン	24,300	2,506.00	60,895,800	
セルソース	9,700	1,227.00	11,901,900	
あすか製薬ホールディングス	15,100	2,223.00	33,567,300	
サワイグループホールディングス	100,100	2,118.00	212,011,800	
富士フイルムホールディングス	814,300	3,762.00	3,063,396,600	
コニカミノルタ	329,000	485.00	159,565,000	
資生堂	305,400	3,686.00	1,125,704,400	
ライオン	186,100	1,672.00	311,159,200	
高砂香料工業	10,900	5,600.00	61,040,000	
マンダム	31,600	1,291.00	40,795,600	
ミルボン	23,400	3,146.00	73,616,400	
コーセー	29,800	8,885.00	264,773,000	
コタ	14,800	1,685.00	24,938,000	
シーボン	700	1,268.00	887,600	
ポーラ・オルビスホールディングス	75,000	1,542.00	115,650,000	
ノエビアホールディングス	12,800	5,190.00	66,432,000	
アジュバンホールディングス	1,300	820.00	1,066,000	
新日本製薬	8,400	1,735.00	14,574,000	
I - n e	4,900	1,819.00	8,913,100	
アクシージア	9,600	603.00	5,788,800	
エステー	11,200	1,486.00	16,643,200	
アグロ カネショウ	5,200	1,371.00	7,129,200	
コニシ	42,300	1,285.00	54,355,500	
長谷川香料	27,900	3,420.00	95,418,000	
小林製薬	38,300	5,678.00	217,467,400	
荒川化学工業	12,500	1,322.00	16,525,000	
メック	12,100	3,890.00	47,069,000	
日本高純度化学	3,300	3,330.00	10,989,000	
タカラバイオ	39,300	1,071.00	42,090,300	
J C U	16,200	3,590.00	58,158,000	
新田ゼラチン	2,300	946.00	2,175,800	
O A Tアグリオ	5,400	2,002.00	10,810,800	
デクセリアルズ	108,200	2,421.50	262,006,300	
アース製薬	13,100	5,390.00	70,609,000	
北興化学工業	12,900	1,271.00	16,395,900	
大成ラミック	4,200	2,612.00	10,970,400	
クミアイ化学工業	58,100	819.00	47,583,900	
日本農薬	26,900	617.00	16,597,300	
富士興産	1,100	1,502.00	1,652,200	

ニチレキグループ	19,100	2,457.00	46,928,700	
ユシロ化学工業	7,500	1,619.00	12,142,500	
ビーピー・カストロール	2,000	875.00	1,750,000	
富士石油	42,600	350.00	14,910,000	
MORESCO	1,300	1,232.00	1,601,600	
出光興産	759,500	1,055.00	801,272,500	
ENEOSホールディングス	2,316,200	802.50	1,858,750,500	
コスモエネルギーホールディングス	43,400	8,017.00	347,937,800	
ANYCOLOR	20,800	2,301.00	47,860,800	
テスホールディングス	30,700	294.00	9,025,800	
インフロニア・ホールディングス	165,000	1,171.50	193,297,500	
横浜ゴム	74,000	3,186.00	235,764,000	
TOYO TIRE	84,100	2,143.00	180,226,300	
ブリヂストン	428,200	5,612.00	2,403,058,400	
住友ゴム工業	143,500	1,544.50	221,635,750	
藤倉コンポジット	14,000	1,203.00	16,842,000	
オカモト	7,000	5,330.00	37,310,000	
アキレス	9,200	1,517.00	13,956,400	
フコク	7,600	1,812.00	13,771,200	
ニッタ	14,800	3,770.00	55,796,000	
クリエートメディック	1,600	936.00	1,497,600	
住友理工	22,700	1,470.00	33,369,000	
三ツ星ベルト	17,000	3,970.00	67,490,000	
バンドー化学	21,600	1,789.00	38,642,400	
AGC	142,200	4,685.00	666,207,000	
日本板硝子	69,900	370.00	25,863,000	
石塚硝子	600	2,376.00	1,425,600	
有沢製作所	25,600	1,440.00	36,864,000	
日本山村硝子	1,300	1,500.00	1,950,000	
日本電気硝子	54,300	3,430.00	186,249,000	
オハラ	7,000	1,386.00	9,702,000	
住友大阪セメント	24,300	4,042.00	98,220,600	
太平洋セメント	83,700	3,318.00	277,716,600	
リソルホールディングス	300	5,060.00	1,518,000	
日本ヒューム	12,800	1,402.00	17,945,600	
日本コンクリート工業	28,400	341.00	9,684,400	
三谷セキサン	6,200	5,860.00	36,332,000	
アジアパイルホールディングス	20,900	820.00	17,138,000	
東海カーボン	134,900	879.20	118,604,080	
日本カーボン	8,400	4,595.00	38,598,000	
東洋炭素	10,200	5,580.00	56,916,000	
ノリタケ	16,200	3,990.00	64,638,000	
TOTO	96,600	5,301.00	512,076,600	
日本碍子	170,200	1,897.50	322,954,500	
日本特殊陶業	119,500	4,231.00	505,604,500	
ダントーホールディングス	1,200	345.00	414,000	
MARUWA	5,400	43,550.00	235,170,000	
品川リフラクトリーズ	18,000	1,778.00	32,004,000	
黒崎播磨	12,000	2,327.00	27,924,000	
ヨータイ	9,100	1,717.00	15,624,700	

東京窯業	3,500	405.00	1,417,500	
ニッカトー	2,400	526.00	1,262,400	
フジインコーポレーテッド	39,200	2,466.00	96,667,200	
クニミネ工業	1,500	1,044.00	1,566,000	
エーアンドエーマテリアル	1,200	1,160.00	1,392,000	
ニチアス	37,000	5,600.00	207,200,000	
日本製鉄	713,800	3,090.00	2,205,642,000	
神戸製鋼所	302,600	1,685.00	509,881,000	
中山製鋼所	34,600	776.00	26,849,600	
合同製鐵	8,400	4,065.00	34,146,000	
J F Eホールディングス	418,700	1,869.00	782,550,300	
東京製鐵	42,300	2,024.00	85,615,200	
共英製鋼	17,200	1,759.00	30,254,800	
大和工業	28,400	7,248.00	205,843,200	
東京鐵鋼	6,800	5,280.00	35,904,000	
大阪製鐵	7,000	3,335.00	23,345,000	
淀川製鋼所	15,700	5,610.00	88,077,000	
中部鋼鈑	9,900	2,535.00	25,096,500	
丸一鋼管	45,900	3,351.00	153,810,900	
モリ工業	3,500	5,330.00	18,655,000	
大同特殊鋼	94,800	1,385.00	131,298,000	
日本高周波鋼業	2,000	372.00	744,000	
日本冶金工業	10,900	4,485.00	48,886,500	
山陽特殊製鋼	14,900	1,900.00	28,310,000	
愛知製鋼	8,700	4,130.00	35,931,000	
日本金属	1,500	671.00	1,006,500	
ミガロホールディングス	1,500	1,605.00	2,407,500	
大平洋金属	12,800	1,384.00	17,715,200	
新日本電工	90,000	302.00	27,180,000	
栗本鐵工所	7,000	4,010.00	28,070,000	
虹 技	700	1,090.00	763,000	
日本鑄鉄管	600	1,246.00	747,600	
日本製鋼所	40,600	5,726.00	232,475,600	
三菱製鋼	11,100	1,356.00	15,051,600	
日亜鋼業	5,600	306.00	1,713,600	
日本精線	12,200	1,314.00	16,030,800	
エンビプロ・ホールディングス	13,300	512.00	6,809,600	
大紀アルミニウム工業所	19,200	1,103.00	21,177,600	
日本軽金属ホールディングス	44,200	1,650.00	72,930,000	
三井金属鉱業	43,900	5,042.00	221,343,800	
東邦亜鉛	9,700	999.00	9,690,300	
三菱マテリアル	107,400	2,548.50	273,708,900	
住友金属鉱山	174,500	4,399.00	767,625,500	
DOWAホールディングス	37,100	5,358.00	198,781,800	
古河機械金属	19,900	1,705.00	33,929,500	
エス・サイエンス	31,800	22.00	699,600	
大阪チタニウムテクノロジーズ	26,200	2,535.00	66,417,000	
東邦チタニウム	31,100	1,156.00	35,951,600	
U A C J	21,200	5,030.00	106,636,000	
C Kサンエツ	2,800	3,605.00	10,094,000	

古河電気工業	49,900	3,776.00	188,422,400	
住友電気工業	562,800	2,372.00	1,334,961,600	
フジクラ	177,400	5,300.00	940,220,000	
SWCC	16,900	5,650.00	95,485,000	
カナレ電気	1,000	1,418.00	1,418,000	
平河ヒューテック	9,600	1,526.00	14,649,600	
いよぎんホールディングス	171,100	1,446.50	247,496,150	
しずおかフィナンシャルグループ	316,400	1,281.50	405,466,600	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	120,900	1,456.50	176,090,850	
楽天銀行	66,700	3,345.00	223,111,500	
京都フィナンシャルグループ	180,900	2,300.00	416,070,000	
リョービ	16,000	1,926.00	30,816,000	
アーレスティ	3,600	574.00	2,066,400	
AREホールディングス	56,500	1,808.00	102,152,000	
東洋製罐グループホールディングス	86,400	2,275.00	196,560,000	
ホッカンホールディングス	7,300	1,811.00	13,220,300	
コロナ	8,400	952.00	7,996,800	
横河ブリッジホールディングス	23,400	2,668.00	62,431,200	
駒井ハルテック	1,000	1,620.00	1,620,000	
高田機工	1,200	1,135.00	1,362,000	
三和ホールディングス	150,000	3,723.00	558,450,000	
文化シャッター	39,300	1,842.00	72,390,600	
三協立山	19,000	766.00	14,554,000	
アルインコ	11,500	985.00	11,327,500	
東洋シャッター	1,300	783.00	1,017,900	
LIXIL	235,100	1,670.50	392,734,550	
日本フィルコン	3,300	522.00	1,722,600	
ノーリツ	21,300	1,817.00	38,702,100	
長府製作所	16,900	1,986.00	33,563,400	
リンナイ	72,100	3,533.00	254,729,300	
ユニプレス	26,300	1,147.00	30,166,100	
ダイニチ工業	2,500	611.00	1,527,500	
日東精工	21,800	576.00	12,556,800	
三洋工業	600	3,095.00	1,857,000	
岡部	27,000	781.00	21,087,000	
ジーテクト	19,200	1,581.00	30,355,200	
東プレ	26,600	1,815.00	48,279,000	
高周波熱錬	22,300	995.00	22,188,500	
東京製網	9,700	1,111.00	10,776,700	
サンコール	15,300	372.00	5,691,600	
モリテックスチール	4,600	186.00	855,600	
パイオラックス	18,200	2,450.00	44,590,000	
エイチワン	15,700	938.00	14,726,600	
日本発条	133,100	1,905.00	253,555,500	
中央発條	11,100	1,244.00	13,808,400	
アドバネクス	600	835.00	501,000	
三浦工業	61,700	3,752.00	231,498,400	
タクマ	49,700	1,638.00	81,408,600	
テクノプロ・ホールディングス	87,100	2,947.00	256,683,700	
アトラグループ	1,600	135.00	216,000	

アイ・アールジャパンホールディングス	7,700	860.00	6,622,000	
K e e P e r 技研	9,200	4,310.00	39,652,000	
ファーストロジック	1,600	768.00	1,228,800	
三機サービス	1,000	989.00	989,000	
G u n o s y	11,900	790.00	9,401,000	
デザインワン・ジャパン	1,600	111.00	177,600	
イー・ガーディアン	7,200	1,854.00	13,348,800	
リブセンス	2,400	162.00	388,800	
ジャパンマテリアル	46,000	1,967.00	90,482,000	
ベクトル	17,900	917.00	16,414,300	
ウチヤマホールディングス	2,300	320.00	736,000	
チャーム・ケア・コーポレーション	12,500	1,316.00	16,450,000	
キャリアリンク	5,500	2,478.00	13,629,000	
I B J	11,600	689.00	7,992,400	
アサンテ	7,400	1,669.00	12,350,600	
バリューHR	12,900	1,741.00	22,458,900	
M&Aキャピタルパートナーズ	12,200	2,368.00	28,889,600	
ライドオンエクスプレスホールディングス	6,000	1,003.00	6,018,000	
E R I ホールディングス	1,100	1,953.00	2,148,300	
アビスト	500	3,065.00	1,532,500	
シグマクシス・ホールディングス	19,700	1,764.00	34,750,800	
ウィルグループ	12,500	989.00	12,362,500	
エスクロー・エージェント・ジャパン	6,400	147.00	940,800	
メドピア	12,000	597.00	7,164,000	
レアジョブ	1,100	397.00	436,700	
リクルートホールディングス	1,079,900	9,841.00	10,627,295,900	
エラン	19,900	988.00	19,661,200	
ツガミ	31,500	1,507.00	47,470,500	
オークマ	25,700	3,168.00	81,417,600	
芝浦機械	13,800	3,845.00	53,061,000	
アマダ	223,300	1,522.50	339,974,250	
アイダエンジニアリング	34,100	775.00	26,427,500	
F U J I	69,300	2,311.50	160,186,950	
牧野フライス製作所	16,300	6,030.00	98,289,000	
オーエスジー	64,800	1,788.50	115,894,800	
ダイジェット工業	500	721.00	360,500	
旭ダイヤモンド工業	34,000	860.00	29,240,000	
DMG森精機	92,900	2,979.50	276,795,550	
ソディック	38,800	807.00	31,311,600	
ディスコ	71,000	38,340.00	2,722,140,000	
日東工器	7,100	2,523.00	17,913,300	
日進工具	13,600	759.00	10,322,400	
パンチ工業	3,300	436.00	1,438,800	
富士ダイス	9,800	808.00	7,918,400	
土木管理総合試験所	2,500	307.00	767,500	
日本郵政	1,567,500	1,383.50	2,168,636,250	
ベルシステム24ホールディングス	16,100	1,367.00	22,008,700	
鎌倉新書	12,800	540.00	6,912,000	

SMN	1,100	264.00	290,400	
一蔵	700	523.00	366,100	
グローバルキッズCOMPANY	1,100	677.00	744,700	
エアトリ	10,900	1,119.00	12,197,100	
アトラエ	11,300	861.00	9,729,300	
ストライク	7,400	4,420.00	32,708,000	
ソラスト	41,400	516.00	21,362,400	
セラク	4,600	1,438.00	6,614,800	
インソース	32,500	1,064.00	34,580,000	
豊田自動織機	124,300	11,195.00	1,391,538,500	
豊和工業	1,800	900.00	1,620,000	
石川製作所	1,000	1,526.00	1,526,000	
リケンNPR	16,000	2,381.00	38,096,000	
東洋機械金属	2,800	628.00	1,758,400	
津田駒工業	1,000	368.00	368,000	
エンシュウ	1,300	617.00	802,100	
島精機製作所	23,300	1,152.00	26,841,600	
オプトラン	24,200	1,915.00	46,343,000	
イワキ	9,800	3,110.00	30,478,000	
フリュー	13,800	1,052.00	14,517,600	
ヤマシンフィルタ	35,100	499.00	17,514,900	
日阪製作所	16,100	1,044.00	16,808,400	
やまびこ	24,100	2,597.00	62,587,700	
野村マイクロ・サイエンス	20,000	2,313.00	46,260,000	
平田機工	7,100	5,170.00	36,707,000	
PEGASUS	16,300	482.00	7,856,600	
マルマエ	6,600	1,689.00	11,147,400	
タツモ	10,400	3,300.00	34,320,000	
ナブテスコ	92,400	2,516.00	232,478,400	
三井海洋開発	18,700	3,235.00	60,494,500	
レオン自動機	17,100	1,408.00	24,076,800	
SMC	44,200	64,860.00	2,866,812,000	
ホソカワミクロン	10,200	4,220.00	43,044,000	
ユニオンツール	6,600	6,810.00	44,946,000	
瑞光	10,500	1,294.00	13,587,000	
オイレス工業	20,000	2,045.00	40,900,000	
日精エー・エス・ビー機械	5,000	4,640.00	23,200,000	
サトーホールディングス	20,200	2,178.00	43,995,600	
技研製作所	13,800	1,854.00	25,585,200	
日本エアーテック	6,900	1,211.00	8,355,900	
カワタ	1,600	809.00	1,294,400	
日精樹脂工業	10,900	940.00	10,246,000	
オカダアイヨン	1,200	2,058.00	2,469,600	
ワイエイシイホールディングス	6,400	2,265.00	14,496,000	
小松製作所	690,600	4,083.00	2,819,719,800	
住友重機械工業	87,100	3,549.00	309,117,900	
日立建機	58,600	3,531.00	206,916,600	
日工	21,900	699.00	15,308,100	
巴工業	5,800	4,035.00	23,403,000	
井関農機	13,800	990.00	13,662,000	

TOWA	48,900	2,202.00	107,677,800	
丸山製作所	600	2,228.00	1,336,800	
北川鉄工所	5,800	1,223.00	7,093,400	
シンニッタン	6,700	208.00	1,393,600	
ローツェ	75,900	1,927.00	146,259,300	
タカキタ	1,800	410.00	738,000	
クボタ	770,300	2,090.00	1,609,927,000	
荏原実業	7,100	4,205.00	29,855,500	
東洋エンジニアリング	21,100	756.00	15,951,600	
三菱化工機	5,200	3,600.00	18,720,000	
月島ホールディングス	20,000	1,381.00	27,620,000	
帝国電機製作所	10,000	2,952.00	29,520,000	
東京機械製作所	1,500	356.00	534,000	
新東工業	29,800	1,002.00	29,859,600	
澁谷工業	13,800	3,860.00	53,268,000	
アイチコーポレーション	20,500	1,269.00	26,014,500	
小森コーポレーション	36,100	1,118.00	40,359,800	
鶴見製作所	11,200	4,475.00	50,120,000	
日本ギア工業	1,900	467.00	887,300	
酒井重工業	5,100	2,468.00	12,586,800	
荏原製作所	302,400	2,487.00	752,068,800	
西島製作所	12,700	2,893.00	36,741,100	
北越工業	14,800	1,915.00	28,342,000	
ダイキン工業	175,700	19,150.00	3,364,655,000	
オルガノ	17,700	7,550.00	133,635,000	
トーヨーカネツ	5,000	4,315.00	21,575,000	
栗田工業	82,300	6,275.00	516,432,500	
椿本チエイン	60,800	1,946.00	118,316,800	
大同工業	1,500	863.00	1,294,500	
日機装	37,600	1,033.00	38,840,800	
木村化工機	11,200	727.00	8,142,400	
レイズネクスト	20,800	1,641.00	34,132,800	
アネスト岩田	22,700	1,420.00	32,234,000	
ダイフク	248,700	2,862.00	711,779,400	
サムコ	3,500	3,670.00	12,845,000	
加藤製作所	1,700	1,243.00	2,113,100	
油研工業	600	2,135.00	1,281,000	
タダノ	84,700	969.50	82,116,650	
フジテック	34,400	5,150.00	177,160,000	
CKD	40,800	3,125.00	127,500,000	
平和	43,600	2,125.00	92,650,000	
理想科学工業	11,800	3,480.00	41,064,000	
SANKYO	141,700	2,150.50	304,725,850	
日本金銭機械	17,800	939.00	16,714,200	
マースグループホールディングス	7,400	3,245.00	24,013,000	
フクシマガリレイ	9,600	5,780.00	55,488,000	
オーイズミ	2,000	356.00	712,000	
ダイコク電機	7,200	3,465.00	24,948,000	
竹内製作所	26,800	4,670.00	125,156,000	
アマノ	41,900	4,412.00	184,862,800	

J U K I	22,700	403.00	9,148,100	
サンデン	7,400	147.00	1,087,800	
ジャノメ	14,800	870.00	12,876,000	
ブラザー工業	196,800	3,010.00	592,368,000	
マックス	20,800	3,645.00	75,816,000	
モリタホールディングス	25,600	2,032.00	52,019,200	
グローリー	35,400	2,557.00	90,517,800	
新晃工業	14,800	4,585.00	67,858,000	
大和冷機工業	22,500	1,473.00	33,142,500	
セガサミーホールディングス	131,500	3,038.00	399,497,000	
T P R	18,700	2,322.00	43,421,400	
ツバキ・ナカシマ	36,300	704.00	25,555,200	
ホシザキ	94,900	5,278.00	500,882,200	
大豊工業	12,800	625.00	8,000,000	
日本精工	272,600	724.80	197,580,480	
N T N	319,400	257.00	82,085,800	
ジェイテクト	131,300	1,029.50	135,173,350	
不二越	10,800	3,215.00	34,722,000	
ミネベアミツミ	256,200	2,902.50	743,620,500	
日本トムソン	40,100	486.00	19,488,600	
THK	85,000	2,560.00	217,600,000	
ユーシン精機	11,800	662.00	7,811,600	
前澤給装工業	10,500	1,287.00	13,513,500	
イーグル工業	16,300	2,130.00	34,719,000	
前澤工業	2,100	1,201.00	2,522,100	
P I L L A R	13,600	4,570.00	62,152,000	
キッツ	49,200	1,084.00	53,332,800	
日立製作所	3,540,000	4,053.00	14,347,620,000	
三菱電機	1,613,700	2,417.00	3,900,312,900	
富士電機	89,700	8,274.00	742,177,800	
東洋電機製造	1,300	1,138.00	1,479,400	
安川電機	160,000	4,635.00	741,600,000	
シンフォニア テクノロジー	16,300	5,180.00	84,434,000	
明電舎	27,200	3,700.00	100,640,000	
オリジン	1,300	1,207.00	1,569,100	
山洋電気	6,500	9,290.00	60,385,000	
デンヨー	11,200	2,589.00	28,996,800	
PHCホールディングス	27,500	1,014.00	27,885,000	
KOKUSAI ELECTRIC	76,800	3,325.00	255,360,000	
ソシオネクスト	107,200	2,976.00	319,027,200	
ベイカレント	110,100	5,561.00	612,266,100	
O r c h e s t r a H o l d i n g s	3,300	866.00	2,857,800	
アイモバイル	19,100	539.00	10,294,900	
ディスラプターズ	1,700	182.00	309,400	
MS-J a p a n	6,200	1,025.00	6,355,000	
船場	1,200	1,244.00	1,492,800	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	48,500	3,210.00	155,685,000	
フルテック	800	1,160.00	928,000	

グリーンズ	1,300	1,546.00	2,009,800	
ツナググループ・ホールディングス	1,500	636.00	954,000	
G A M E W I T H	2,200	219.00	481,800	
M S & C o n s u l t i n g	700	500.00	350,000	
エル・ティ・エス	1,800	1,829.00	3,292,200	
ミダックホールディングス	9,100	1,918.00	17,453,800	
キュービーネットホールディングス	8,700	1,083.00	9,422,100	
オープングループ	20,700	203.00	4,202,100	
三櫻工業	22,300	733.00	16,345,900	
マキタ	168,000	5,005.00	840,840,000	
東芝テック	18,900	3,685.00	69,646,500	
芝浦メカトロニクス	8,400	9,890.00	83,076,000	
マブチモーター	64,600	2,261.00	146,060,600	
ニデック	650,500	2,982.00	1,939,791,000	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	9,300	383.00	3,561,900	
トレックス・セミコンダクター	7,500	1,580.00	11,850,000	
東光高岳	8,900	1,857.00	16,527,300	
ダブル・スコープ	42,200	351.00	14,812,200	
宮越ホールディングス	6,700	1,817.00	12,173,900	
ダイヘン	13,900	6,920.00	96,188,000	
ヤーマン	28,600	849.00	24,281,400	
J V C ケンウッド	116,300	1,279.00	148,747,700	
ミマキエンジニアリング	13,900	1,343.00	18,667,700	
I - P E X	8,200	1,596.00	13,087,200	
大崎電気工業	32,200	800.00	25,760,000	
オムロン	112,600	6,615.00	744,849,000	
日東工業	19,900	2,984.00	59,381,600	
I D E C	21,700	2,581.00	56,007,700	
正興電機製作所	1,700	1,317.00	2,238,900	
不二電機工業	1,300	1,086.00	1,411,800	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	57,400	2,832.50	162,585,500	
サクサ	800	2,379.00	1,903,200	
テクノメディアカ	3,500	1,900.00	6,650,000	
ダイヤモンドエレクトリックホール ディングス	5,500	614.00	3,377,000	
日本電気	193,300	13,700.00	2,648,210,000	
富士通	1,355,700	3,134.00	4,248,763,800	
沖電気工業	66,600	1,009.00	67,199,400	
電気興業	6,000	2,020.00	12,120,000	
サンケン電気	13,600	6,586.00	89,569,600	
ナカヨ	800	1,148.00	918,400	
アイホン	7,800	2,986.00	23,290,800	
ルネサスエレクトロニクス	1,122,500	2,171.50	2,437,508,750	
セイコーエプソン	189,100	2,780.50	525,792,550	
ワコム	103,600	696.00	72,105,600	
アルバック	32,200	7,868.00	253,349,600	
アクセル	6,800	1,425.00	9,690,000	
E I Z O	21,600	2,238.00	48,340,800	
ジャパンディスプレイ	633,600	23.00	14,572,800	
日本信号	33,500	959.00	32,126,500	

京三製作所	30,600	555.00	16,983,000
能美防災	20,000	2,853.00	57,060,000
ホーチキ	10,900	2,216.00	24,154,400
星和電機	2,300	528.00	1,214,400
エレコム	35,300	1,483.00	52,349,900
パナソニック ホールディングス	1,740,300	1,283.50	2,233,675,050
シャープ	248,400	999.10	248,176,440
アンリツ	103,800	1,144.50	118,799,100
富士通ゼネラル	41,800	2,100.00	87,780,000
ソニーグループ	5,107,400	2,814.00	14,372,223,600
TDK	1,166,300	1,889.50	2,203,723,850
帝国通信工業	6,600	2,609.00	17,219,400
タムラ製作所	58,600	613.00	35,921,800
アルプスアルパイン	131,500	1,578.00	207,507,000
池上通信機	1,600	669.00	1,070,400
日本電波工業	17,600	1,112.00	19,571,200
鈴木	7,800	1,704.00	13,291,200
メイコー	14,600	6,110.00	89,206,000
日本トリム	3,300	3,680.00	12,144,000
フォスター電機	10,800	1,801.00	19,450,800
SMK	3,800	2,312.00	8,785,600
ヨコオ	12,800	1,530.00	19,584,000
ティアック	7,700	84.00	646,800
ホシデン	33,500	2,231.00	74,738,500
ヒロセ電機	21,400	19,085.00	408,419,000
日本航空電子工業	35,300	2,652.00	93,615,600
TOA	16,700	981.00	16,382,700
マクセル	32,400	1,941.00	62,888,400
古野電気	19,200	1,705.00	32,736,000
スミダコーポレーション	19,800	946.00	18,730,800
アイコム	5,700	2,916.00	16,621,200
リオン	6,100	2,187.00	13,340,700
横河電機	161,100	3,765.00	606,541,500
新電元工業	5,600	2,418.00	13,540,800
アズビル	401,500	1,215.00	487,822,500
東亜ディーケーケー	1,600	785.00	1,256,000
日本光電工業	121,200	2,101.50	254,701,800
チノー	6,100	2,371.00	14,463,100
共和電業	4,600	420.00	1,932,000
日本電子材料	9,000	2,659.00	23,931,000
堀場製作所	27,600	10,045.00	277,242,000
アドバンテスト	418,000	8,061.00	3,369,498,000
小野測器	2,100	568.00	1,192,800
エスベック	11,700	2,685.00	31,414,500
キーエンス	146,000	68,800.00	10,044,800,000
日置電機	7,600	8,350.00	63,460,000
シスメックス	377,800	2,853.50	1,078,052,300
日本マイクロニクス	24,100	4,035.00	97,243,500
メガチップス	11,200	5,470.00	61,264,000
OBARA GROUP	9,100	4,195.00	38,174,500

I M A G I C A G R O U P	14,500	496.00	7,192,000	
澤藤電機	600	1,058.00	634,800	
デンソー	1,203,600	2,109.00	2,538,392,400	
原田工業	2,300	541.00	1,244,300	
コーセル	15,700	1,194.00	18,745,800	
イリソ電子工業	13,300	2,564.00	34,101,200	
オブテックスグループ	26,900	1,632.00	43,900,800	
千代田インテグレ	5,100	3,615.00	18,436,500	
レーザーテック	66,900	25,590.00	1,711,971,000	
スタンレー電気	91,300	2,745.00	250,618,500	
ウシオ電機	64,300	2,143.00	137,794,900	
岡谷電機産業	3,800	234.00	889,200	
ヘリオス テクノ ホールディング	3,300	953.00	3,144,900	
エノモト	1,000	1,405.00	1,405,000	
日本セラミック	13,300	2,609.00	34,699,700	
遠藤照明	1,500	1,303.00	1,954,500	
古河電池	10,700	1,377.00	14,733,900	
山一電機	12,900	2,700.00	34,830,000	
図研	12,200	3,600.00	43,920,000	
日本電子	36,500	6,000.00	219,000,000	
カシオ計算機	105,300	1,186.00	124,885,800	
ファナック	705,800	4,027.00	2,842,256,600	
日本シイエムケイ	34,200	422.00	14,432,400	
エンプラス	4,300	7,110.00	30,573,000	
大真空	21,600	629.00	13,586,400	
ローム	264,300	1,734.50	458,428,350	
浜松ホトニクス	234,000	2,057.00	481,338,000	
三井ハイテック	64,100	915.00	58,651,500	
新光電気工業	51,600	5,561.00	286,947,600	
京セラ	906,500	1,717.50	1,556,913,750	
協栄産業	500	2,251.00	1,125,500	
太陽誘電	71,000	2,955.50	209,840,500	
村田製作所	1,302,900	2,867.50	3,736,065,750	
双葉電子工業	28,100	521.00	14,640,100	
日東電工	463,000	2,502.00	1,158,426,000	
北陸電気工業	1,300	1,274.00	1,656,200	
東海理化電機製作所	41,200	1,968.00	81,081,600	
ニチコン	38,300	973.00	37,265,900	
日本ケミコン	15,600	1,081.00	16,863,600	
K O A	22,000	1,146.00	25,212,000	
三井E & S	73,000	1,127.00	82,271,000	
カナデビア	130,100	1,004.00	130,620,400	
三菱重工業	2,576,400	2,240.00	5,771,136,000	
川崎重工業	118,900	6,563.00	780,340,700	
I H I	109,700	8,420.00	923,674,000	
名村造船所	45,400	1,481.00	67,237,400	
サノヤスホールディングス	7,100	163.00	1,157,300	
スプリックス	1,600	795.00	1,272,000	
マネジメントソリューションズ	6,600	1,885.00	12,441,000	
プロレド・パートナーズ	3,700	506.00	1,872,200	

a n d f a c t o r y	1,500	259.00	388,500	
テノ.ホールディングス	700	475.00	332,500	
フロンティア・マネジメント	3,800	1,236.00	4,696,800	
ピアラ	1,100	257.00	282,700	
コプロ・ホールディングス	1,200	1,444.00	1,732,800	
ギークス	700	407.00	284,900	
アンビスホールディングス	32,100	1,977.00	63,461,700	
カーブスホールディングス	41,000	765.00	31,365,000	
フォーラムエンジニアリング	20,600	919.00	18,931,400	
F A S T F I T N E S S J A P A N	5,100	1,323.00	6,747,300	
M a c b e e P l a n e t	4,200	2,673.00	11,226,600	
日本車輛製造	4,800	2,223.00	10,670,400	
三菱ロジスネクスト	23,200	1,256.00	29,139,200	
近畿車輛	700	1,466.00	1,026,200	
一家ホールディングス	1,500	676.00	1,014,000	
フルサト・マルカホールディングス	12,400	2,218.00	27,503,200	
ヤマエグループホールディングス	13,500	1,998.00	26,973,000	
ジャパングラフトホールディングス	4,200	141.00	592,200	
F P G	51,200	2,446.00	125,235,200	
島根銀行	1,500	478.00	717,000	
じもとホールディングス	4,300	297.00	1,277,100	
全国保証	37,500	5,682.00	213,075,000	
めぶきフィナンシャルグループ	665,600	582.90	387,978,240	
ジャパンインベストメントアドバイ ザー	23,200	1,059.00	24,568,800	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	18,400	4,285.00	78,844,000	
九州フィナンシャルグループ	278,100	733.00	203,847,300	
かんぽ生命保険	146,300	2,602.00	380,672,600	
ゆうちょ銀行	1,578,700	1,395.50	2,203,075,850	
あんしん保証	2,400	183.00	439,200	
富山第一銀行	45,600	1,090.00	49,704,000	
コンコルディア・フィナンシャルグ ループ	764,200	807.20	616,862,240	
ジェイリース	9,600	1,492.00	14,323,200	
西日本フィナンシャルホールディン グス	80,600	1,735.00	139,841,000	
イントラスト	1,900	749.00	1,423,100	
日本モーゲージサービス	2,600	425.00	1,105,000	
C A S A	2,000	850.00	1,700,000	
S B I アルヒ	13,700	815.00	11,165,500	
プレミアグループ	24,300	2,233.00	54,261,900	
日産自動車	1,919,200	396.00	760,003,200	
いすゞ自動車	409,500	1,964.50	804,462,750	
トヨタ自動車	7,753,800	2,555.00	19,810,959,000	
日野自動車	219,400	464.90	101,999,060	
三菱自動車工業	569,100	397.20	226,046,520	
エフテック	2,300	527.00	1,212,100	
レシップホールディングス	2,200	519.00	1,141,800	
G M B	1,100	1,178.00	1,295,800	

ファルテック	1, 100	458. 00	503, 800	
武蔵精密工業	35, 700	1, 966. 00	70, 186, 200	
日産車体	14, 800	1, 090. 00	16, 132, 000	
新明和工業	42, 100	1, 401. 00	58, 982, 100	
極東開発工業	24, 100	2, 538. 00	61, 165, 800	
トピー工業	11, 900	1, 999. 00	23, 788, 100	
ティラド	3, 300	3, 405. 00	11, 236, 500	
曙ブレーキ工業	89, 000	127. 00	11, 303, 000	
タチエス	27, 000	1, 836. 00	49, 572, 000	
N O K	56, 700	2, 278. 00	129, 162, 600	
フタバ産業	39, 000	705. 00	27, 495, 000	
カヤバ	13, 700	4, 885. 00	66, 924, 500	
市光工業	26, 400	439. 00	11, 589, 600	
大同メタル工業	28, 500	499. 00	14, 221, 500	
プレス工業	58, 200	570. 00	33, 174, 000	
ミクニ	4, 100	332. 00	1, 361, 200	
太平洋工業	33, 400	1, 385. 00	46, 259, 000	
河西工業	7, 700	160. 00	1, 232, 000	
アイシン	309, 000	1, 561. 50	482, 503, 500	
マツダ	482, 500	1, 064. 50	513, 621, 250	
今仙電機製作所	2, 100	539. 00	1, 131, 900	
本田技研工業	3, 456, 100	1, 547. 00	5, 346, 586, 700	
スズキ	1, 071, 700	1, 571. 00	1, 683, 640, 700	
S U B A R U	452, 300	2, 568. 00	1, 161, 506, 400	
安永	2, 200	538. 00	1, 183, 600	
ヤマハ発動機	615, 900	1, 337. 00	823, 458, 300	
小糸製作所	151, 100	2, 062. 50	311, 643, 750	
T B K	5, 400	283. 00	1, 528, 200	
エクセディ	23, 900	3, 455. 00	82, 574, 500	
ミツバ	27, 200	892. 00	24, 262, 400	
豊田合成	41, 900	2, 502. 00	104, 833, 800	
愛三工業	24, 200	1, 397. 00	33, 807, 400	
盟和産業	700	1, 202. 00	841, 400	
日本プラスト	4, 300	354. 00	1, 522, 200	
ヨロズ	13, 600	1, 126. 00	15, 313, 600	
エフ・シー・シー	25, 900	2, 386. 00	61, 797, 400	
新家工業	700	4, 775. 00	3, 342, 500	
シマノ	63, 400	24, 330. 00	1, 542, 522, 000	
テイ・エス テック	51, 900	1, 720. 00	89, 268, 000	
三十三フィナンシャルグループ	12, 800	1, 684. 00	21, 555, 200	
第四北越フィナンシャルグループ	45, 000	2, 475. 00	111, 375, 000	
ひろぎんホールディングス	204, 500	1, 159. 50	237, 117, 750	
マーキュリアホールディングス	1, 500	900. 00	1, 350, 000	
おきなわフィナンシャルグループ	12, 300	2, 314. 00	28, 462, 200	
ダイレクトマーケティングミックス	15, 600	225. 00	3, 510, 000	
ポピンズ	2, 300	1, 406. 00	3, 233, 800	
L I T A L I C O	11, 700	1, 253. 00	14, 660, 100	
コンフィデンス・インターワークス	500	1, 700. 00	850, 000	
十六フィナンシャルグループ	18, 500	4, 115. 00	76, 127, 500	
北國フィナンシャルホールディングス	14, 000	4, 550. 00	63, 700, 000	

ネットプロテクションズホールディングス	47,800	392.00	18,737,600	
プロクレアホールディングス	16,400	1,770.00	29,028,000	
F P パートナー	6,500	2,789.00	18,128,500	
あいちフィナンシャルグループ	29,500	2,353.00	69,413,500	
ジャムコ	7,800	1,236.00	9,640,800	
小野建	15,700	1,529.00	24,005,300	
はるやまホールディングス	2,500	567.00	1,417,500	
南陽	1,500	1,045.00	1,567,500	
ノジマ	44,800	2,053.00	91,974,400	
佐島電機	10,700	1,975.00	21,132,500	
カップ・クリエイト	24,200	1,663.00	40,244,600	
エコートレーディング	1,100	956.00	1,051,600	
伯東	8,900	4,685.00	41,696,500	
コンドーテック	11,900	1,265.00	15,053,500	
中山福	3,100	371.00	1,150,100	
ライトオン	3,900	230.00	897,000	
ナガイレーベン	19,500	2,376.00	46,332,000	
三菱食品	14,200	5,180.00	73,556,000	
良品計画	183,900	2,673.00	491,564,700	
パリミキホールディングス	4,300	334.00	1,436,200	
松田産業	11,800	3,240.00	38,232,000	
第一興商	59,800	1,842.00	110,151,600	
メディバルホールディングス	156,900	2,580.00	404,802,000	
アドヴァングループ	13,000	916.00	11,908,000	
S P K	6,900	1,982.00	13,675,800	
萩原電気ホールディングス	6,800	3,475.00	23,630,000	
アルビス	5,000	2,714.00	13,570,000	
アズワン	47,800	3,128.00	149,518,400	
スズデン	5,300	1,854.00	9,826,200	
尾家産業	800	1,945.00	1,556,000	
シモジマ	10,300	1,341.00	13,812,300	
ドウシシャ	14,200	2,200.00	31,240,000	
小津産業	1,300	1,653.00	2,148,900	
コナカ	6,100	231.00	1,409,100	
高速	9,200	2,527.00	23,248,400	
ハウス オブ ローゼ	700	1,491.00	1,043,700	
G－7ホールディングス	16,900	1,736.00	29,338,400	
たけびし	5,800	2,169.00	12,580,200	
イオン北海道	45,700	891.00	40,718,700	
コジマ	29,900	1,059.00	31,664,100	
ヒマラヤ	2,000	874.00	1,748,000	
コーナン商事	19,000	3,725.00	70,775,000	
ネットワンシステムズ	56,900	3,627.00	206,376,300	
エコス	5,800	2,050.00	11,890,000	
ワタミ	16,300	915.00	14,914,500	
マルシェ	1,900	201.00	381,900	
リックス	3,500	2,853.00	9,985,500	
システムソフト	51,900	60.00	3,114,000	
パン・パシフィック・インターナシヨ	311,700	3,888.00	1,211,889,600	

ナルホールディングス				
丸文	13,700	1,091.00	14,946,700	
西松屋チェーン	30,200	2,507.00	75,711,400	
ゼンショーホールディングス	78,500	8,082.00	634,437,000	
ハビネット	12,900	4,225.00	54,502,500	
幸楽苑	11,500	1,268.00	14,582,000	
ハークスレイ	1,600	745.00	1,192,000	
橋本総業ホールディングス	6,000	1,248.00	7,488,000	
日本ライフライン	41,400	1,223.00	50,632,200	
サイゼリヤ	22,700	5,500.00	124,850,000	
タカショー	13,400	480.00	6,432,000	
V Tホールディングス	59,700	460.00	27,462,000	
アルゴグラフィックス	13,300	5,330.00	70,889,000	
魚力	5,400	2,430.00	13,122,000	
I D O M	40,900	1,076.00	44,008,400	
日本エム・ディ・エム	11,700	709.00	8,295,300	
ポプラ	1,500	213.00	319,500	
フジ・コーポレーション	7,300	1,986.00	14,497,800	
ユナイテッドアローズ	18,100	2,341.00	42,372,100	
進和	9,400	2,557.00	24,035,800	
エスケイジヤパン	1,400	699.00	978,600	
ダイトロン	6,900	2,898.00	19,996,200	
ハイデイ日高	22,800	2,760.00	62,928,000	
シークス	21,900	1,117.00	24,462,300	
京都きもの友禅ホールディングス	3,100	75.00	232,500	
コロワイド	79,400	1,690.00	134,186,000	
田中商事	1,600	691.00	1,105,600	
オーハシテクニカ	8,100	1,775.00	14,377,500	
壺番屋	61,200	1,035.00	63,342,000	
白銅	4,300	2,358.00	10,139,400	
トップカルチャー	2,100	164.00	344,400	
P L A N T	1,300	1,473.00	1,914,900	
スギホールディングス	93,200	2,698.50	251,500,200	
ダイコー通産	600	1,207.00	724,200	
薬王堂ホールディングス	7,400	2,309.00	17,086,600	
島津製作所	193,700	4,857.00	940,800,900	
J M S	13,400	489.00	6,552,600	
クボテック	1,500	204.00	306,000	
長野計器	10,500	2,592.00	27,216,000	
ブイ・テクノロジー	7,600	2,612.00	19,851,200	
スター精密	24,800	2,013.00	49,922,400	
東京計器	11,100	3,205.00	35,575,500	
愛知時計電機	6,500	2,004.00	13,026,000	
インターアクション	8,800	1,205.00	10,604,000	
オーバル	4,300	384.00	1,651,200	
東京精密	29,900	8,404.00	251,279,600	
マニー	58,400	1,731.50	101,119,600	
ニコン	210,800	1,788.50	377,015,800	
トプコン	70,900	1,601.50	113,546,350	
オリンパス	835,200	2,822.00	2,356,934,400	

理研計器	20,800	4,020.00	83,616,000	
S C R E E Nホールディングス	49,800	11,140.00	554,772,000	
キヤノン電子	13,800	2,351.00	32,443,800	
タムロン	20,100	4,475.00	89,947,500	
HOYA	287,100	21,425.00	6,151,117,500	
シード	3,100	499.00	1,546,900	
ノーリツ鋼機	13,700	4,240.00	58,088,000	
A&Dホロンホールディングス	21,400	2,275.00	48,685,000	
朝日インテック	177,800	2,537.00	451,078,600	
キヤノン	727,500	5,110.00	3,717,525,000	
リコー	365,800	1,645.00	601,741,000	
シチズン時計	134,100	938.00	125,785,800	
リズム	800	3,990.00	3,192,000	
大研医器	2,900	501.00	1,452,900	
メニコン	50,000	1,574.50	78,725,000	
シンシア	600	441.00	264,600	
KYORITSU	7,200	153.00	1,101,600	
中本パックス	1,200	1,678.00	2,013,600	
パラマウントベッドホールディングス	30,200	2,585.00	78,067,000	
トランザクション	9,600	2,285.00	21,936,000	
粧美堂	1,500	517.00	775,500	
ニホンフラッシュ	13,700	916.00	12,549,200	
前田工繊	25,300	1,867.00	47,235,100	
永大産業	6,000	220.00	1,320,000	
アートネイチャー	13,000	862.00	11,206,000	
フルヤ金属	13,700	3,955.00	54,183,500	
バンダイナムコホールディングス	395,900	3,355.00	1,328,244,500	
アイフィスジャパン	1,500	572.00	858,000	
SHOEI	41,100	2,319.00	95,310,900	
フランスベッドホールディングス	18,800	1,278.00	24,026,400	
マーベラス	23,600	575.00	13,570,000	
パイロットコーポレーション	22,700	4,684.00	106,326,800	
萩原工業	9,700	1,577.00	15,296,900	
エイベックス	24,800	1,516.00	37,596,800	
フジシールインターナショナル	29,600	2,529.00	74,858,400	
タカラトミー	66,400	4,075.00	270,580,000	
広済堂ホールディングス	47,200	575.00	27,140,000	
エステールホールディングス	1,300	619.00	804,700	
レック	18,800	1,332.00	25,041,600	
タカノ	1,300	750.00	975,000	
三光合成	18,400	614.00	11,297,600	
プロネクス	15,300	1,318.00	20,165,400	
ホクシン	3,900	104.00	405,600	
ウッドワン	1,800	788.00	1,418,400	
きもと	8,200	246.00	2,017,200	
T O P P A Nホールディングス	173,700	4,398.00	763,932,600	
大日本印刷	302,400	2,661.50	804,837,600	
共同印刷	4,100	3,430.00	14,063,000	
N I S S H A	24,900	1,858.00	46,264,200	
光村印刷	400	1,533.00	613,200	

ZACROS	11,600	4,375.00	50,750,000	
ヴィア・ホールディングス	7,900	103.00	813,700	
TAKARA & COMPANY	8,600	2,694.00	23,168,400	
前澤化成工業	9,400	1,833.00	17,230,200	
未来工業	5,200	3,430.00	17,836,000	
アシックス	538,500	2,820.50	1,518,839,250	
ツツミ	3,500	2,110.00	7,385,000	
ウェーブロックホールディングス	2,000	600.00	1,200,000	
JSP	10,200	1,937.00	19,757,400	
ニチハ	18,300	3,490.00	63,867,000	
ローランド	10,700	3,875.00	41,462,500	
エフピコ	27,600	2,746.50	75,803,400	
小松ウオール工業	11,800	1,565.00	18,467,000	
ヤマハ	266,400	1,271.50	338,727,600	
河合楽器製作所	4,300	2,765.00	11,889,500	
クリナップ	14,300	706.00	10,095,800	
ビジョン	92,900	1,675.50	155,653,950	
天馬	9,700	2,877.00	27,906,900	
キングジム	12,800	865.00	11,072,000	
象印マホービン	43,600	1,701.00	74,163,600	
リンテック	29,300	3,375.00	98,887,500	
信越ポリマー	31,600	1,522.00	48,095,200	
東リ	7,200	381.00	2,743,200	
イトーキ	29,100	1,532.00	44,581,200	
任天堂	920,900	7,944.00	7,315,629,600	
三菱鉛筆	20,800	2,529.00	52,603,200	
松風	13,200	2,450.00	32,340,000	
タカラスタンダード	29,900	1,645.00	49,185,500	
コクヨ	72,900	2,625.00	191,362,500	
ナカバヤシ	15,800	524.00	8,279,200	
ニフコ	43,800	3,629.00	158,950,200	
立川ブラインド工業	6,900	1,328.00	9,163,200	
グローブライド	12,900	1,915.00	24,703,500	
オカムラ	44,000	1,984.00	87,296,000	
バルカー	12,300	3,370.00	41,451,000	
MUTOHホールディングス	700	2,406.00	1,684,200	
伊藤忠商事	1,037,500	7,684.00	7,972,150,000	
丸紅	1,280,200	2,414.50	3,091,042,900	
スクロール	22,800	989.00	22,549,200	
高島	2,400	1,232.00	2,956,800	
ヨンドシーホールディングス	14,600	1,885.00	27,521,000	
三陽商会	7,000	2,750.00	19,250,000	
長瀬産業	68,900	3,230.00	222,547,000	
ナイガイ	1,800	242.00	435,600	
蝶理	9,700	4,145.00	40,206,500	
豊田通商	405,600	2,668.00	1,082,140,800	
オンワードホールディングス	86,200	537.00	46,289,400	
三共生興	21,400	602.00	12,882,800	
兼松	64,300	2,359.00	151,683,700	
美津濃	14,500	8,620.00	124,990,000	

ツカモトコーポレーション	800	1, 184. 00	947, 200	
ルックホールディングス	4, 500	2, 598. 00	11, 691, 000	
三井物産	2, 311, 800	3, 229. 00	7, 464, 802, 200	
日本紙パルプ商事	74, 000	691. 00	51, 134, 000	
東京エレクトロン	308, 900	26, 770. 00	8, 269, 253, 000	
カメイ	16, 400	2, 020. 00	33, 128, 000	
東都水産	200	6, 230. 00	1, 246, 000	
ＯＵＧホールディングス	500	2, 503. 00	1, 251, 500	
スターゼン	10, 600	2, 922. 00	30, 973, 200	
セイコーグループ	20, 500	4, 100. 00	84, 050, 000	
山善	47, 000	1, 351. 00	63, 497, 000	
椿本興業	9, 600	1, 867. 00	17, 923, 200	
住友商事	924, 600	3, 285. 00	3, 037, 311, 000	
ＢＩＰＲＯＧＹ	44, 000	4, 917. 00	216, 348, 000	
内田洋行	6, 400	6, 840. 00	43, 776, 000	
三菱商事	2, 963, 400	2, 926. 00	8, 670, 908, 400	
第一実業	14, 500	2, 393. 00	34, 698, 500	
キャノンマーケティングジャパン	35, 700	4, 789. 00	170, 967, 300	
西華産業	6, 100	4, 085. 00	24, 918, 500	
佐藤商事	10, 700	1, 411. 00	15, 097, 700	
東京産業	14, 100	709. 00	9, 996, 900	
ユアサ商事	12, 100	4, 905. 00	59, 350, 500	
神鋼商事	3, 900	6, 490. 00	25, 311, 000	
トルク	3, 800	238. 00	904, 400	
阪和興業	27, 700	5, 150. 00	142, 655, 000	
正栄食品工業	10, 200	4, 560. 00	46, 512, 000	
カナデン	11, 600	1, 536. 00	17, 817, 600	
ＲＹＯＤＥＮ	12, 400	2, 537. 00	31, 458, 800	
ニプロ	121, 400	1, 429. 50	173, 541, 300	
岩谷産業	140, 800	2, 051. 50	288, 851, 200	
ナイス	1, 200	1, 703. 00	2, 043, 600	
ニチモウ	1, 200	1, 842. 00	2, 210, 400	
極東貿易	9, 200	1, 481. 00	13, 625, 200	
アステナホールディングス	29, 000	527. 00	15, 283, 000	
三愛オブリ	35, 900	1, 941. 00	69, 681, 900	
稲畑産業	30, 300	3, 315. 00	100, 444, 500	
ＧＳＩクレオス	8, 300	2, 065. 00	17, 139, 500	
明和産業	18, 200	649. 00	11, 811, 800	
クワザワホールディングス	1, 900	603. 00	1, 145, 700	
キムラタン	32, 300	18. 00	581, 400	
ゴールドウイン	26, 000	8, 664. 00	225, 264, 000	
ユニ・チャーム	304, 700	5, 102. 00	1, 554, 579, 400	
デサント	25, 100	4, 355. 00	109, 310, 500	
キング	2, 000	750. 00	1, 500, 000	
ワキタ	25, 500	1, 640. 00	41, 820, 000	
ヤマトインターナショナル	3, 900	321. 00	1, 251, 900	
東邦ホールディングス	41, 800	4, 957. 00	207, 202, 600	
サンゲツ	35, 600	2, 844. 00	101, 246, 400	
ミツウロコグループホールディングス	19, 800	1, 765. 00	34, 947, 000	
シナネンホールディングス	4, 300	6, 210. 00	26, 703, 000	

伊藤忠エネクス	38,300	1,569.00	60,092,700	
サンリオ	125,300	4,270.00	535,031,000	
サンワテクノス	7,700	1,970.00	15,169,000	
新光商事	20,800	959.00	19,947,200	
トーヨー	6,000	2,710.00	16,260,000	
三信電気	6,200	2,079.00	12,889,800	
東陽テクニカ	14,100	1,666.00	23,490,600	
モスフードサービス	22,600	3,665.00	82,829,000	
加賀電子	28,000	2,857.00	79,996,000	
都築電気	7,600	2,278.00	17,312,800	
ソーダニッカ	16,300	1,201.00	19,576,300	
立花エレクトック	10,100	2,583.00	26,088,300	
木曽路	23,200	2,372.00	55,030,400	
S R S ホールディングス	25,400	1,221.00	31,013,400	
千趣会	28,500	313.00	8,920,500	
リテールパートナーズ	22,800	1,274.00	29,047,200	
上新電機	15,400	2,707.00	41,687,800	
日本瓦斯	81,600	2,228.50	181,845,600	
ロイヤルホールディングス	27,200	2,478.00	67,401,600	
東天紅	400	877.00	350,800	
いなげや	15,100	1,183.00	17,863,300	
チョダ	14,700	1,204.00	17,698,800	
ライフコーポレーション	16,200	3,405.00	55,161,000	
リンガーハット	19,900	2,225.00	44,277,500	
MrMaxHD	19,500	733.00	14,293,500	
テンアライド	4,800	279.00	1,339,200	
AOKIホールディングス	33,100	1,235.00	40,878,500	
オークワ	22,300	909.00	20,270,700	
コメリ	23,700	3,615.00	85,675,500	
青山商事	32,900	1,381.00	45,434,900	
しまむら	36,100	8,478.00	306,055,800	
はせがわ	2,500	318.00	795,000	
高島屋	196,700	1,259.50	247,743,650	
松屋	26,300	879.00	23,117,700	
エイチ・ツー・オー リテイリング	78,800	2,144.00	168,947,200	
近鉄百貨店	6,800	2,110.00	14,348,000	
丸井グループ	102,400	2,413.00	247,091,200	
クレディセゾン	90,900	3,625.00	329,512,500	
アクシアル リテイリング	42,200	917.00	38,697,400	
井筒屋	2,500	420.00	1,050,000	
イオン	523,100	3,681.00	1,925,531,100	
イズミ	27,200	3,561.00	96,859,200	
フォーバル	6,100	1,383.00	8,436,300	
平和堂	25,900	2,301.00	59,595,900	
フジ	23,600	2,089.00	49,300,400	
ヤオコー	18,300	9,480.00	173,484,000	
ゼビオホールディングス	21,000	1,183.00	24,843,000	
ケーズホールディングス	103,700	1,533.50	159,023,950	
PALTAC	20,800	4,454.00	92,643,200	
三谷産業	27,200	325.00	8,840,000	

Ｏｌｙｍｐｉｃグループ	2,500	483.00	1,207,500	
日産東京販売ホールディングス	5,100	438.00	2,233,800	
あおぞら銀行	103,200	2,678.50	276,421,200	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	8,749,000	1,586.50	13,880,288,500	
りそなホールディングス	1,648,500	1,045.50	1,723,506,750	
三井住友トラストグループ	511,500	3,434.00	1,756,491,000	
三井住友フィナンシャルグループ	2,996,300	3,217.00	9,639,097,100	
千葉銀行	400,200	1,166.00	466,633,200	
群馬銀行	278,700	910.50	253,756,350	
武蔵野銀行	20,100	2,746.00	55,194,600	
千葉興業銀行	33,900	1,113.00	37,730,700	
筑波銀行	63,100	232.00	14,639,200	
七十七銀行	41,900	4,095.00	171,580,500	
秋田銀行	9,600	2,165.00	20,784,000	
山形銀行	16,000	991.00	15,856,000	
岩手銀行	9,100	2,330.00	21,203,000	
東邦銀行	113,700	265.00	30,130,500	
東北銀行	1,600	1,096.00	1,753,600	
ふくおかフィナンシャルグループ	125,100	3,694.00	462,119,400	
スルガ銀行	107,400	1,138.00	122,221,200	
八十二銀行	308,300	861.40	265,569,620	
山梨中央銀行	16,100	1,652.00	26,597,200	
大垣共立銀行	27,200	1,864.00	50,700,800	
福井銀行	12,800	1,864.00	23,859,200	
清水銀行	5,800	1,451.00	8,415,800	
富山銀行	1,000	1,588.00	1,588,000	
滋賀銀行	23,900	3,420.00	81,738,000	
南都銀行	21,500	3,075.00	66,112,500	
百五銀行	135,000	569.00	76,815,000	
紀陽銀行	51,400	1,763.00	90,618,200	
ほくほくフィナンシャルグループ	88,900	1,655.00	147,129,500	
山陰合同銀行	90,000	1,245.00	112,050,000	
鳥取銀行	1,200	1,276.00	1,531,200	
百十四銀行	14,000	2,560.00	35,840,000	
四国銀行	21,200	960.00	20,352,000	
阿波銀行	20,200	2,457.00	49,631,400	
大分銀行	8,600	3,175.00	27,305,000	
宮崎銀行	8,700	2,762.00	24,029,400	
佐賀銀行	8,500	2,091.00	17,773,500	
琉球銀行	30,400	1,004.00	30,521,600	
セブン銀行	450,100	306.40	137,910,640	
みずほフィナンシャルグループ	1,939,200	3,093.00	5,997,945,600	
高知銀行	1,700	795.00	1,351,500	
山口フィナンシャルグループ	140,900	1,578.00	222,340,200	
芙蓉総合リース	13,000	11,040.00	143,520,000	
みずほリース	120,300	1,002.00	120,540,600	
東京センチュリー	107,300	1,636.00	175,542,800	
ＳＢＩホールディングス	230,500	3,330.00	767,565,000	
日本証券金融	52,800	2,112.00	111,513,600	
アイフル	211,400	333.00	70,396,200	

日本アジア投資	3,500	208.00	728,000	
名古屋銀行	9,100	6,180.00	56,238,000	
北洋銀行	217,700	417.00	90,780,900	
大光銀行	1,200	1,337.00	1,604,400	
愛媛銀行	19,400	1,055.00	20,467,000	
トマト銀行	1,300	1,125.00	1,462,500	
京葉銀行	59,000	712.00	42,008,000	
栃木銀行	72,000	270.00	19,440,000	
北日本銀行	4,700	2,486.00	11,684,200	
東和銀行	26,500	591.00	15,661,500	
福島銀行	5,000	244.00	1,220,000	
大東銀行	2,200	699.00	1,537,800	
リコーリース	13,500	5,020.00	67,770,000	
イオンフィナンシャルサービス	82,300	1,231.00	101,311,300	
アコム	256,400	377.40	96,765,360	
ジャックス	15,400	3,925.00	60,445,000	
オリエントコーポレーション	47,000	937.00	44,039,000	
オリックス	861,600	3,315.00	2,856,204,000	
三菱HCキャピタル	640,200	1,007.00	644,681,400	
ジャフコ グループ	42,700	2,050.00	87,535,000	
九州リースサービス	1,400	1,001.00	1,401,400	
トモニホールディングス	136,000	394.00	53,584,000	
大和証券グループ本社	1,113,000	1,050.50	1,169,206,500	
野村ホールディングス	2,416,000	798.60	1,929,417,600	
岡三証券グループ	126,100	635.00	80,073,500	
丸三証券	47,700	964.00	45,982,800	
東洋証券	38,200	478.00	18,259,600	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	170,500	497.00	84,738,500	
光世証券	1,300	422.00	548,600	
水戸証券	42,300	484.00	20,473,200	
いちよし証券	27,000	702.00	18,954,000	
松井証券	70,600	804.00	56,762,400	
SOMPOホールディングス	648,200	3,338.00	2,163,691,600	
日本取引所グループ	740,800	1,827.00	1,353,441,600	
マネックスグループ	140,800	634.00	89,267,200	
極東証券	19,700	1,444.00	28,446,800	
岩井コスモホールディングス	16,300	2,040.00	33,252,000	
アイザワ証券グループ	20,800	1,847.00	38,417,600	
フィデアホールディングス	14,800	1,442.00	21,341,600	
池田泉州ホールディングス	199,100	340.00	67,694,000	
アニコム ホールディングス	48,700	686.00	33,408,200	
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス	964,900	3,493.00	3,370,395,700	
マネーパートナーズグループ	5,000	221.00	1,105,000	
スパークス・グループ	16,000	1,362.00	21,792,000	
小林洋行	2,200	265.00	583,000	
第一生命ホールディングス	675,500	3,922.00	2,649,311,000	
東京海上ホールディングス	1,402,700	5,715.00	8,016,430,500	
アドバンテッジリスクマネジメント	2,500	585.00	1,462,500	

イー・ギャランティ	23,300	1,505.00	35,066,500	
アサックス	2,100	720.00	1,512,000	
NECキャピタルソリューション	7,100	3,805.00	27,015,500	
T&Dホールディングス	385,700	2,598.00	1,002,048,600	
アドバンスクリエイト	10,900	841.00	9,166,900	
三井不動産	1,993,200	1,351.00	2,692,813,200	
三菱地所	901,300	2,341.50	2,110,393,950	
平和不動産	23,200	4,195.00	97,324,000	
東京建物	125,500	2,407.00	302,078,500	
京阪神ビルディング	27,000	1,654.00	44,658,000	
住友不動産	207,800	4,627.00	961,490,600	
太平洋興発	2,000	735.00	1,470,000	
テーオーシー	25,600	625.00	16,000,000	
レオパレス 21	143,700	559.00	80,328,300	
スターツコーポレーション	20,800	3,585.00	74,568,000	
フジ住宅	18,100	716.00	12,959,600	
空港施設	20,300	582.00	11,814,600	
明和地所	9,200	1,005.00	9,246,000	
ゴールドクレスト	11,800	3,235.00	38,173,000	
リログループ	75,200	1,956.00	147,091,200	
エスリード	6,900	4,850.00	33,465,000	
日神グループホールディングス	23,000	501.00	11,523,000	
日本エスコン	26,900	1,012.00	27,222,800	
MIRARTHホールディングス	66,000	506.00	33,396,000	
AVANTIA	1,800	772.00	1,389,600	
イオンモール	74,500	2,093.50	155,965,750	
毎日コムネット	2,000	720.00	1,440,000	
ファースト住建	1,400	1,111.00	1,555,400	
ランド	796,700	8.00	6,373,600	
カチタス	38,600	2,001.00	77,238,600	
東祥	10,400	706.00	7,342,400	
トーセイ	23,900	2,382.00	56,929,800	
穴吹興産	800	1,996.00	1,596,800	
サンフロンティア不動産	21,400	1,840.00	39,376,000	
FJネクストホールディングス	15,200	1,180.00	17,936,000	
インテリックス	1,300	748.00	972,400	
ランドビジネス	1,900	195.00	370,500	
サンネクスタグループ	1,700	1,014.00	1,723,800	
グランディハウス	12,200	577.00	7,039,400	
東武鉄道	160,200	2,517.50	403,303,500	
相鉄ホールディングス	52,200	2,386.50	124,575,300	
東急	408,900	1,876.00	767,096,400	
京浜急行電鉄	180,500	1,180.50	213,080,250	
小田急電鉄	241,300	1,617.50	390,302,750	
京王電鉄	70,100	3,540.00	248,154,000	
京成電鉄	94,100	3,960.00	372,636,000	
富士急行	18,000	2,628.00	47,304,000	
東日本旅客鉄道	804,000	2,973.00	2,390,292,000	
西日本旅客鉄道	346,100	2,797.50	968,214,750	
東海旅客鉄道	561,800	3,293.00	1,850,007,400	

西武ホールディングス	176,300	3,350.00	590,605,000	
鴻池運輸	24,800	2,580.00	63,984,000	
西日本鉄道	38,800	2,296.50	89,104,200	
ハマキョウレックス	49,700	1,275.00	63,367,500	
サカイ引越センター	16,200	2,506.00	40,597,200	
近鉄グループホールディングス	145,600	3,666.00	533,769,600	
阪急阪神ホールディングス	194,100	4,305.00	835,600,500	
南海電気鉄道	64,800	2,349.50	152,247,600	
京阪ホールディングス	80,400	2,976.00	239,270,400	
神戸電鉄	4,000	2,480.00	9,920,000	
名古屋鉄道	150,200	1,714.50	257,517,900	
山陽電気鉄道	10,900	2,031.00	22,137,900	
トランコム	4,300	10,530.00	45,279,000	
ヤマトホールディングス	176,900	1,665.50	294,626,950	
山九	35,200	4,927.00	173,430,400	
日新	11,000	4,245.00	46,695,000	
丸運	3,300	486.00	1,603,800	
丸全昭和運輸	9,100	5,710.00	51,961,000	
センコーグループホールディングス	76,800	1,350.00	103,680,000	
トナミホールディングス	3,300	6,100.00	20,130,000	
ニッコンホールディングス	89,700	1,900.00	170,430,000	
日本石油輸送	300	2,820.00	846,000	
福山通運	13,300	3,845.00	51,138,500	
セイノーホールディングス	81,700	2,451.00	200,246,700	
神奈川中央交通	4,000	3,450.00	13,800,000	
AZ-COM丸和ホールディングス	37,200	1,093.00	40,659,600	
日本郵船	377,200	4,971.00	1,875,061,200	
商船三井	316,200	4,850.00	1,533,570,000	
川崎汽船	331,500	2,017.50	668,801,250	
NSユナイテッド海運	7,700	4,650.00	35,805,000	
明海グループ	3,500	714.00	2,499,000	
飯野海運	53,400	1,275.00	68,085,000	
共栄タンカー	1,100	1,138.00	1,251,800	
九州旅客鉄道	102,900	4,162.00	428,269,800	
SGホールディングス	244,400	1,541.00	376,620,400	
NIPPON EXPRESSホールディングス	54,400	7,737.00	420,892,800	
ID&Eホールディングス	9,100	4,260.00	38,766,000	
日本航空	357,600	2,436.00	871,113,600	
ANAホールディングス	396,200	2,894.00	1,146,602,800	
ビーウィズ	3,200	1,679.00	5,372,800	
サンウェルズ	5,800	1,565.00	9,077,000	
パスコ	1,000	2,138.00	2,138,000	
TREホールディングス	28,700	1,667.00	47,842,900	
人・夢・技術グループ	6,200	1,635.00	10,137,000	
西本Wismettacホールディングス	9,300	1,386.00	12,889,800	
シルバーライフ	4,200	781.00	3,280,200	
ヤマシタヘルスケアホールディングス	400	2,651.00	1,060,400	
Genky Drug Stores	13,400	3,515.00	47,101,000	

コーア商事ホールディングス	10,700	630.00	6,741,000	
K P P グループホールディングス	40,000	695.00	27,800,000	
ナルミヤ・インターナショナル	1,000	1,250.00	1,250,000	
ブックオフグループホールディングス	10,000	1,394.00	13,940,000	
ギフトホールディングス	7,500	3,200.00	24,000,000	
三菱倉庫	34,800	5,258.00	182,978,400	
三井倉庫ホールディングス	13,500	6,850.00	92,475,000	
住友倉庫	38,800	2,744.00	106,467,200	
澁澤倉庫	6,800	3,130.00	21,284,000	
ヤマタネ	6,900	3,290.00	22,701,000	
東陽倉庫	1,000	1,320.00	1,320,000	
乾汽船	17,100	1,166.00	19,938,600	
日本トランスシティ	29,400	946.00	27,812,400	
ケイヒン	1,000	1,952.00	1,952,000	
中央倉庫	7,700	1,532.00	11,796,400	
川西倉庫	1,100	1,122.00	1,234,200	
安田倉庫	9,900	1,662.00	16,453,800	
ファイズホールディングス	700	834.00	583,800	
N I S S Oホールディングス	12,800	793.00	10,150,400	
大栄環境	27,200	3,155.00	85,816,000	
日本管財ホールディングス	15,800	2,767.00	43,718,600	
東洋埠頭	1,100	1,265.00	1,391,500	
上組	67,100	3,291.00	220,826,100	
サンリツ	1,300	774.00	1,006,200	
キムラユニティー	1,600	1,475.00	2,360,000	
キューソー流通システム	9,600	1,969.00	18,902,400	
東海運	2,800	320.00	896,000	
エーアイテイー	9,100	1,754.00	15,961,400	
内外トランスライン	5,900	2,875.00	16,962,500	
ショーエイコーポレーション	1,700	574.00	975,800	
日本コンセプト	5,300	1,765.00	9,354,500	
T B S ホールディングス	73,600	4,053.00	298,300,800	
日本テレビホールディングス	129,600	2,365.50	306,568,800	
朝日放送グループホールディングス	13,800	627.00	8,652,600	
テレビ朝日ホールディングス	35,600	2,084.00	74,190,400	
スカパー J S A Tホールディングス	113,700	910.00	103,467,000	
テレビ東京ホールディングス	10,400	3,650.00	37,960,000	
日本B S放送	1,900	873.00	1,658,700	
ビジョン	22,000	1,179.00	25,938,000	
スマートバリュー	1,500	302.00	453,000	
U-NEXT HOLDINGS	16,300	5,050.00	82,315,000	
ワイヤレスゲート	2,200	236.00	519,200	
日本通信	143,900	152.00	21,872,800	
クロップス	700	1,002.00	701,400	
日本電信電話	43,516,200	147.10	6,401,233,020	
K D D I	1,076,000	4,798.00	5,162,648,000	
ソフトバンク	23,373,900	191.50	4,476,101,850	
光通信	14,500	32,060.00	464,870,000	
エムティーアイ	9,900	1,238.00	12,256,200	
GMOインターネットグループ	47,600	2,598.00	123,664,800	

ファイバーゲート	7,700	1,029.00	7,923,300	
アイドママーケティングコミュニケーション	1,700	218.00	370,600	
KADOKAWA	77,300	3,366.00	260,191,800	
学研ホールディングス	26,900	1,014.00	27,276,600	
ゼンリン	24,900	860.00	21,414,000	
昭文社ホールディングス	2,100	394.00	827,400	
インプレスホールディングス	4,800	149.00	715,200	
東京電力ホールディングス	1,315,000	640.00	841,600,000	
中部電力	537,500	1,681.00	903,537,500	
関西電力	563,200	2,523.50	1,421,235,200	
中国電力	253,300	988.80	250,463,040	
北陸電力	149,100	957.90	142,822,890	
東北電力	384,100	1,416.00	543,885,600	
四国電力	135,800	1,250.00	169,750,000	
九州電力	336,100	1,615.50	542,969,550	
北海道電力	141,000	998.70	140,816,700	
沖縄電力	37,300	1,031.00	38,456,300	
電源開発	119,700	2,391.50	286,262,550	
エフオン	10,700	375.00	4,012,500	
イーレックス	26,100	676.00	17,643,600	
レノバ	38,800	920.00	35,696,000	
東京瓦斯	284,000	3,319.00	942,596,000	
大阪瓦斯	290,600	3,244.00	942,706,400	
東邦瓦斯	63,200	3,954.00	249,892,800	
北海道瓦斯	43,300	610.00	26,413,000	
広島ガス	31,000	384.00	11,904,000	
西部ガスホールディングス	15,300	1,830.00	27,999,000	
静岡ガス	33,200	1,046.00	34,727,200	
メタウォーター	17,400	1,856.00	32,294,400	
M&A総研ホールディングス	16,000	3,025.00	48,400,000	
アイネット	8,900	1,570.00	13,973,000	
松竹	7,500	9,437.00	70,777,500	
東宝	81,400	5,682.00	462,514,800	
エイチ・アイ・エス	47,900	1,673.00	80,136,700	
東映	24,200	4,700.00	113,740,000	
ラックランド	6,900	1,974.00	13,620,600	
NTTデータグループ	382,400	2,509.50	959,632,800	
共立メンテナンス	47,200	2,483.50	117,221,200	
イチネンホールディングス	15,800	1,886.00	29,798,800	
建設技術研究所	7,600	4,720.00	35,872,000	
スペース	9,700	1,205.00	11,688,500	
アインホールディングス	21,400	5,225.00	111,815,000	
燦ホールディングス	14,000	1,170.00	16,380,000	
ピー・シー・エー	8,400	2,176.00	18,278,400	
スバル興業	5,900	3,065.00	18,083,500	
東京テアトル	1,400	1,077.00	1,507,800	
タナベコンサルティンググループ	5,800	1,239.00	7,186,200	
ビジネスブレイン太田昭和	5,800	1,841.00	10,677,800	
ナガワ	4,700	7,090.00	33,323,000	

東京都競馬	10,900	4,350.00	47,415,000	
常磐興産	1,400	1,647.00	2,305,800	
カナモト	23,100	2,898.00	66,943,800	
D T S	28,900	4,035.00	116,611,500	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	66,900	5,778.00	386,548,200	
シーイーシー	18,500	1,889.00	34,946,500	
カプコン	261,600	3,255.00	851,508,000	
ニシオホールディングス	12,400	3,945.00	48,918,000	
アイ・エス・ビー	6,900	1,480.00	10,212,000	
アゴーラ ホスピタリティー グループ	32,200	46.00	1,481,200	
日本空港ビルデング	50,800	5,407.00	274,675,600	
トランス・コスモス	16,700	3,480.00	58,116,000	
乃村工藝社	65,200	795.00	51,834,000	
S C S K	102,300	2,986.50	305,518,950	
藤田観光	6,800	9,050.00	61,540,000	
K N T－C Tホールディングス	9,000	1,335.00	12,015,000	
トーカイ	13,100	2,234.00	29,265,400	
白洋舎	800	2,325.00	1,860,000	
セコム	305,400	5,317.00	1,623,811,800	
N S W	6,600	2,974.00	19,628,400	
セントラル警備保障	8,100	2,738.00	22,177,800	
アイネス	11,300	1,598.00	18,057,400	
丹青社	29,000	843.00	24,447,000	
メイテックグループホールディングス	51,000	3,257.00	166,107,000	
T K C	26,200	3,940.00	103,228,000	
富士ソフト	40,500	9,670.00	391,635,000	
応用地質	13,900	2,700.00	37,530,000	
船井総研ホールディングス	29,900	2,507.00	74,959,300	
N S D	51,600	3,310.00	170,796,000	
進学会ホールディングス	1,700	225.00	382,500	
丸紅建材リース	400	2,845.00	1,138,000	
オオバ	2,300	1,064.00	2,447,200	
コナミグループ	54,900	14,430.00	792,207,000	
いであ	1,000	2,464.00	2,464,000	
学究社	6,000	1,941.00	11,646,000	
イオンディライト	16,100	4,320.00	69,552,000	
ナック	12,800	570.00	7,296,000	
福井コンピュータホールディングス	9,100	2,737.00	24,906,700	
ダイセキ	30,500	3,825.00	116,662,500	
ステップ	5,500	2,022.00	11,121,000	
泉州電業	10,500	5,030.00	52,815,000	
GENKI GLOBAL DINING CONCEPTS	8,800	4,480.00	39,424,000	
トラスコ中山	32,400	2,401.00	77,792,400	
ヤマダホールディングス	475,000	453.10	215,222,500	
オートバックスセブン	53,700	1,473.00	79,100,100	
モリト	12,300	1,423.00	17,502,900	
アー克蘭ズ	46,000	1,700.00	78,200,000	

ニトリホールディングス	56,100	21,420.00	1,201,662,000	
グルメ杵屋	12,500	1,072.00	13,400,000	
愛眼	4,100	157.00	643,700	
ケーユーホールディングス	7,200	1,088.00	7,833,600	
吉野家ホールディングス	56,800	3,123.00	177,386,400	
加藤産業	19,100	4,385.00	83,753,500	
北恵	1,500	935.00	1,402,500	
イノテック	9,700	1,477.00	14,326,900	
イエローハット	24,500	2,607.00	63,871,500	
松屋フーズホールディングス	7,300	6,770.00	49,421,000	
J B C Cホールディングス	9,700	4,210.00	40,837,000	
J Kホールディングス	12,000	1,078.00	12,936,000	
サガミホールディングス	23,000	1,765.00	40,595,000	
日伝	10,000	3,315.00	33,150,000	
ミロク情報サービス	13,100	1,942.00	25,440,200	
北沢産業	3,300	342.00	1,128,600	
杉本商事	14,800	1,492.00	22,081,600	
因幡電機産業	40,000	3,820.00	152,800,000	
王将フードサービス	34,700	3,045.00	105,661,500	
ミニストップ	11,200	1,653.00	18,513,600	
アークス	28,300	2,590.00	73,297,000	
バローホールディングス	29,500	2,158.00	63,661,000	
東テック	15,500	2,702.00	41,881,000	
ミスミグループ本社	233,000	2,674.50	623,158,500	
アルテック	2,900	211.00	611,900	
ベルク	7,600	6,750.00	51,300,000	
大 庄	8,300	1,025.00	8,507,500	
タキヒヨー	1,400	1,216.00	1,702,400	
ファーストリテイリング	86,800	53,520.00	4,645,536,000	
ソフトバンクグループ	721,600	9,470.00	6,833,552,000	
蔵王産業	600	2,480.00	1,488,000	
スズケン	55,200	5,283.00	291,621,600	
サンドラッグ	52,000	4,060.00	211,120,000	
サックスパー ホールディングス	12,800	909.00	11,635,200	
ジェコス	9,300	886.00	8,239,800	
ヤマザワ	1,300	1,189.00	1,545,700	
やまや	700	2,940.00	2,058,000	
ベルーナ	37,100	733.00	27,194,300	
合計	272,337,200		558,893,560,060	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2024年10月31日現在

I 資産総額	16,403,528,987円
II 負債総額	174,209,782円
III 純資産総額（I－II）	16,229,319,205円
IV 発行済数量	7,927,737,505口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.0472円

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2024年10月31日現在

I 資産総額	585,700,067,833円
II 負債総額	13,473,255,797円
III 純資産総額（I－II）	572,226,812,036円
IV 発行済数量	119,077,339,503口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	4.8055円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2024年10月31日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
※種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2024年10月31日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2024年10月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,472,662,569,272
追加型株式投資信託	759	17,228,359,180,836
単位型公社債投資信託	22	35,680,106,243
単位型株式投資信託	193	1,046,720,736,949
合計	1,000	19,783,422,593,300

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第40期中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長 谷 川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	33,770	41,183
金銭の信託	29,184	28,143
未収委託者報酬	16,279	19,018
未収運用受託報酬	3,307	3,577
未収投資助言報酬	283	315
未収収益	15	6
前払費用	1,129	1,510
その他	2,377	2,088
流動資産計	86,346	95,843
固定資産		
有形固定資産	1,127	1,093
建物	※1 1,001	※1 918
器具備品	※1 118	※1 130
リース資産	※1 7	※1 5
建設仮勘定	—	39
無形固定資産	5,021	4,495
ソフトウェア	3,367	2,951
ソフトウェア仮勘定	1,651	1,543
電話加入権	2	0
投資その他の資産	9,768	8,935
投資有価証券	182	184
関係会社株式	5,810	4,447
長期差入保証金	775	768
繰延税金資産	2,895	3,406
その他	104	128
固定資産計	15,918	14,524
資産合計	102,265	110,368

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	95,739		102,113	
運用受託報酬	16,150		17,155	
投資助言報酬	2,048		2,211	
その他営業収益	23		26	
営業収益計		113,962		121,507
営業費用				
支払手数料	41,073		44,366	
広告宣伝費	216		329	
公告費	0		0	
調査費	33,177		35,468	
調査費	12,294		13,277	
委託調査費	20,882		22,190	
委託計算費	548		558	
営業雑経費	733		823	
通信費	36		36	
印刷費	504		598	
協会費	69		65	
諸会費	29		44	
支払販売手数料	92		78	
営業費用計		75,749		81,545
一般管理費				
給料	10,484		10,763	
役員報酬	168		164	
給料・手当	9,199		9,425	
賞与	1,115		1,173	
交際費	17		34	
寄付金	11		15	
旅費交通費	128		162	
租税公課	330		489	
不動産賃借料	1,006		1,030	
退職給付費用	437		412	
固定資産減価償却費	1,388		1,567	
福利厚生費	47		46	
修繕費	1		1	
賞与引当金繰入額	1,730		1,927	
役員賞与引当金繰入額	48		52	
機器リース料	0		0	
事務委託費	4,074		3,379	
事務用消耗品費	37		46	
器具備品費	1		3	
諸経費	334		240	
一般管理費計		20,078		20,172
営業利益		18,135		19,788

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	10		4	
受取配当金	※1 2,400		※1 899	
時効成立分配金・償還金	0		0	
雑収入	10		18	
時効後支払損引当金戻入額	24		35	
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損	3		19	
金銭の信託運用損	1,003		1,008	
早期割増退職金	24		6	
雑損失	47		0	
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益	4		—	
特別利益計		4		—
特別損失				
固定資産除却損	12		6	
投資有価証券売却損	9		—	
関係会社株式評価損	584		1,362	
減損損失	—		※2 231	
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
受取配当金	2, 393	895

※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24, 490	—	—	24, 490
A種種類株式	15, 510	—	—	15, 510
合計	40, 000	—	—	40, 000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12, 360	309, 000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生（予定）日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生（予定）日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	82,540	1	—	—

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	29,186	—	29,186

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,145	—	28,145

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
投資有価証券（其他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額（一括償却資産）	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額（税法上）	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	—	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	2,895	3,406
繰延税金負債	—	—
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	2,895	3,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	△0.06 %	△0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.87 %	29.04 %

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

(2) 損益計算書項目

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	一百万円	一百万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬（注）	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

（注）成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,474	未払 手数料	1,579
	みずほ証券株式 会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	13,932	未払 手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	8,140	未払 手数料	1,870
	みずほ証券株式 会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
(資産の部)	
流動資産	
現金・預金	30,451
有価証券	0
金銭の信託	31,850
未収委託者報酬	19,361
未収運用受託報酬	3,548
未収投資助言報酬	315
未収収益	9
前払費用	1,538
その他	2,282
流動資産計	89,360
固定資産	
有形固定資産	1,040
建物	※1 888
器具備品	※1 146
リース資産	※1 4
建設仮勘定	0
無形固定資産	4,122
ソフトウェア	3,011
ソフトウェア仮勘定	1,111
電話加入権	0
投資その他の資産	8,024
投資有価証券	183
関係会社株式	3,840
長期差入保証金	764
繰延税金資産	3,085
その他	150
固定資産計	13,188
資産合計	102,548

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	552
リース債務	1
未払金	8,577
未払収益分配金	0
未払償還金	0
未払手数料	8,466
その他未払金	108
未払費用	7,321
未払法人税等	3,650
未払消費税等	※2 1,191
契約負債	7
賞与引当金	916
役員賞与引当金	28
流動負債計	22,247
固定負債	
リース債務	3
退職給付引当金	2,720
時効後支払損引当金	64
固定負債計	2,787
負債合計	25,035
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19,552
資本準備金	2,428
その他資本剰余金	17,124
利益剰余金	55,960
利益準備金	123
その他利益剰余金	55,837
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	24,157
株主資本計	77,513
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△0
評価・換算差額等計	△0
純資産合計	77,513
負債・純資産合計	102,548

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		55,266	
運用受託報酬		8,186	
投資助言報酬		1,200	
その他営業収益		13	
	営業収益計		64,667
営業費用			
支払手数料		24,284	
広告宣伝費		157	
公告費		0	
調査費		18,581	
調査費		6,728	
委託調査費		11,853	
委託計算費		278	
営業雑経費		355	
通信費		19	
印刷費		234	
協会費		33	
諸会費		29	
支払販売手数料		39	
	営業費用計		43,658
一般管理費			
給料		5,154	
役員報酬		89	
給料・手当		5,002	
賞与		63	
交際費		27	
寄付金		5	
旅費交通費		105	
租税公課		298	
不動産賃借料		583	
退職給付費用		210	
固定資産減価償却費	※1	790	
福利厚生費		29	
修繕費		0	
賞与引当金繰入額		916	
役員賞与引当金繰入額		28	
機器リース料		0	
事務委託費		1,607	
事務用消耗品費		19	
器具備品費		0	
諸経費		154	
	一般管理費計		9,933
営業利益			11,075

(単位：百万円)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	448	
時効成立分配金・償還金	0	
為替差益	26	
金銭の信託運用益	2	
雑収入	6	
時効後支払損引当金戻入額	7	
営業外収益計		494
営業外費用		
早期割増退職金	6	
営業外費用計		6
経常利益		11,563
特別損失		
固定資産除却損	3	
関係会社株式評価損	31	
特別損失計		35
税引前中間純利益		11,528
法人税、住民税及び事業税		3,685
法人税等調整額		320
法人税等合計		4,006
中間純利益		7,522

(3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490
当中間期変動額							
剰余金の配当							△10,855
中間純利益							7,522
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△3,333
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,157

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	59,294	80,846	△0	△0	80,846
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10,855	△10,855			△10,855
中間純利益	7,522	7,522			7,522
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)			0	0	0
当中間期変動額 合計	△3,333	△3,333	0	0	△3,333
当中間期末残高	55,960	77,513	△0	△0	77,513

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる

場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物 … 685百万円 器具備品 … 609百万円 リース資産 … 4百万円
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
※1. 減価償却実施額	有形固定資産 … 76百万円 無形固定資産 … 713百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金 (財 産) の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc. (以下「AM-One USA」という) の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ (以下「MHFG」という) の子会社である米州みずほLLC (以下「米州みずほ」という) が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社 (以下「DL」という) が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	—
(2) 金銭の信託	31,850	31,850	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	—
資産計	31,852	31,852	—

(注) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	0	—	0
金銭の信託	—	31,850	—	31,850
投資有価証券				
其他有価証券	—	0	—	0
資産計	—	31,852	—	31,852

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券(その他有価証券)	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3,840

(有価証券関係)

第40期中間会計期間末
(2024年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額3,840百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2024年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円

取得原価 144,212百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんのご金額 76,224百万円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円

うち金銭の信託 11,792百万円

b. 負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	57,453百万円
資産合計	57,453百万円
流動負債	－百万円
固定負債	1,750百万円
負債合計	1,750百万円
純資産	55,702百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額45,734百万円及び顧客関連資産の金額15,385百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,629百万円
経常利益	△3,629百万円
税引前中間純利益	△3,629百万円
中間純利益	△3,101百万円
1株当たり中間純利益	△77,541円29銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,723百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第40期中間会計期間
(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

委託者報酬	55,266百万円
運用受託報酬	8,186百万円
投資助言報酬	1,200百万円
成功報酬	－百万円
その他営業収益	13百万円
合計	64,667百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,937,834円09銭
1株当たり中間純利益金額	188,050円89銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益金額	7,522百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,522百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

追加型証券投資信託
たわらノーロード T O P I X
約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（T O P I X）（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内の株式に実質的に投資します。
- ②東証株価指数（T O P I X）（配当込み）への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。
- ③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④非株式（株式以外の資産）への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑤ファンドの資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③外貨建資産への投資は行いません。
- ④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
- ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
たわらノーロード TOPIX
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として、信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託終了の日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除し

た金額をいいます。

<信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

<受益権の設定にかかる受託者の通知>

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

<受益権の申込単位および取得価額等>

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位または1円単位をもって、取得の申込みに応ずることができます。ただし、委託者に対し、取得の申込みにかかる受益権について、第41条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、販売会社が独自に定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③前2項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、信託契約締結日前の取得申込にかかる取得価額は、1口につき1円とします。

④前項の規定にかかわらず、受益者が第41条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託

者（第43条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ⑥前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

<受益権の譲渡にかかる記載または記録>

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<投資の対象とする資産の種類>

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

<運用の指図範囲等>

第17条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託である国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうち、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。）
 8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）、新株予約権証券および新投資口予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
 15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 なお、第1号の証券または証書、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号の証券および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券（金

融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ④前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<利害関係人等との取引等>

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第27条において同じ。)、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条から第24条、第26条、第30条から第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条から第24条、第26条、第30条から第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

<運用の基本方針>

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

<投資する株式等の範囲>

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

<信用取引の指図範囲>

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

<先物取引等の運用指図>

- 第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。②委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

<スワップ取引の運用指図>

- 第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引の運用指図>

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。②金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。③金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。④委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<デリバティブ取引等にかかる投資制限>

- 第25条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしがいい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

<信託業務の委託等>

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<混蔵寄託>

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその

計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

<一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第30条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

第31条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<資金の借入れ>

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<損益の帰属>

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<信託の計算期間>

第35条 この信託の計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成29年10月12日までとします。

- ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

<信託財産に関する報告等>

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

<信託事務の諸費用および監査費用>

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

<信託報酬等の額および支弁の方法>

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の17以内の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

<収益の分配方式>

第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②前項各号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責＞

第40条 受託者は、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第41条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第44条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第41条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤一部解約金は、第44条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとし、

⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

＜収益分配金および償還金の時効＞

第42条 受益者が、収益分配金について第41条第1項に規定する支払い開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第41条第4項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

第43条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

<信託契約の一部解約>

第44条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

④一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

<信託契約の解約>

第45条 委託者は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

第46条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしています。

＜委託者の登録取消等に伴う取扱い＞

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移し継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

＜委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い＞

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

＜受託者の辞任および解任に伴う取扱い＞

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜約款の変更等＞

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当

該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜反対受益者の受益権買取請求の不適用＞

第51条 この信託は、受益者が第44条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

＜他の受益者の氏名等の開示の請求の制限＞

第52条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

＜公告＞

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜運用報告書に記載すべき事項の提供＞

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

＜質権口記載または記録の受益権の取扱い＞

第55条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

＜約款に関する疑義の取扱い＞

第56条 この約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

（附則）

第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第41条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託

時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年3月21日 （信託契約締結日）

委託者	アセットマネジメントOne株式会社
受託者	みずほ信託銀行株式会社

親投資信託
国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
約款

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

（１）投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。

（２）投資態度

- 1）主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2）最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。
- 3）株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 4）株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。
- 5）非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10%以下とします。
- 6）国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 7）信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

（３）投資制限

- 1）株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2）有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行います。
- 3）金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。
- 4）デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 5）外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 6）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。